

2. 関係法令・各種基準、仕様書

2-1. 建築基準法 施工令（抜粋）

昭和二十五年政令第三百三十八号

建築基準法施行令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 総則

第一節 用語の定義等（第一条—第二条の二）

第二節 建築基準適合判定資格者検定（第三条—第八条の三）

第二節の二 構造計算適合判定資格者検定（第八条の四—第八条の六）

第二節の三 建築基準関係規定（第九条）

第二節の四 特定増改築構造計算基準等（第九条の二・第九条の三）

第三節 建築物の建築に関する確認の特例（第十条）

第三節の二 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限（第十一条・第十二条）

第三節の三 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限（第十三条・第十三条の二）

第三節の四 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物（第十三条の三）

第三節の五 建築監視員（第十四条）

第三節の六 勧告の対象となる建築物（第十四条の二）

第四節 損失補償（第十五条）

第五節 定期報告を要する建築物等（第十六条—第十八条）

第二章 一般構造

第一節 採光に必要な開口部（第十九条・第二十条）

第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備（第二十条の二・第二十条の三）

第一節の三 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置（第二十条の四—第二十条の九）

第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法（第二十一条・第二十二条）

第二節の二 地階における住宅等の居室の防湿の措置等（第二十二条の二）

第二節の三 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等（第二十二条の三）

第三節 階段（第二十三条—第二十七条）

第四節 便所（第二十八条—第三十五条）

第三章 構造強度

第一節 総則（第三十六条—第三十六条の四）

第二節 構造部材等（第三十七条—第三十九条）

第三節 木造（第四十条—第五十条）

第四節 組積造（第五十一条—第六十二条）

第四節の二 補強コンクリートブロック造（第六十二条の二—第六十二条の八）

第五節 鉄骨造（第六十三条—第七十条）

第六節 鉄筋コンクリート造（第七十一条―第七十九条）

第六節の二 鉄骨鉄筋コンクリート造（第七十九条の二―第七十九条の四）

第七節 無筋コンクリート造（第八十条）

第七節の二 構造方法に関する補則（第八十条の二・第八十条の三）

第八節 構造計算

第一款 総則（第八十一条）

第一款の二 保有水平耐力計算（第八十二条―第八十二条の四）

第一款の三 限界耐力計算（第八十二条の五）

第一款の四 許容応力度等計算（第八十二条の六）

第二款 荷重及び外力（第八十三条―第八十八条）

第三款 許容応力度（第八十九条―第九十四条）

第四款 材料強度（第九十五条―第一百六条）

第四章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等（第一百七条―第一百六条）

第五章 避難施設等

第一節 総則（第一百六条の二）

第二節 廊下、避難階段及び出入口（第一百七条―第一百二十六条）

第三節 排煙設備（第一百二十六条の二・第一百二十六条の三）

第四節 非常用の照明装置（第一百二十六条の四・第一百二十六条の五）

第五節 非常用の進入口（第一百二十六条の六・第一百二十六条の七）

第六節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等（第一百二十七条―第一百二十八条の三）

第五章の二 特殊建築物等の内装（第一百二十八条の三の二―第一百二十八条の六）

第五章の三 避難上の安全の検証（第一百二十八条の七―第一百二十九条の二の二）

第五章の四 建築設備等

第一節 建築設備の構造強度（第一百二十九条の二の三）

第一節の二 給水、排水その他の配管設備（第一百二十九条の二の四―第一百二十九条の二の六）

第二節 昇降機（第一百二十九条の三―第一百二十九条の十三の三）

第三節 避雷設備（第一百二十九条の十四・第一百二十九条の十五）

第六章 建築物の用途（第一百三十条―第一百三十条の九の八）

第七章 建築物の各部分の高さ等（第一百三十条の十一―第一百三十六条）

第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物（第一百三十六条の二―第一百三十六条の二の三）

第七章の二の二 特定防災街区整備地区内の建築物（第一百三十六条の二の四）

第七章の三 地区計画等の区域（第一百三十六条の二の五―第一百三十六条の二の八）

第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（第一百三十六条の二の九・第一百三十六条の二の十）

第七章の五 型式適合認定等（第一百三十六条の二の十一―第一百三十六条の二の十三）

第七章の六 指定確認検査機関等（第一百三十六条の二の十四―第一百三十六条の二の十八）

第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料（第一百三十六条の二の十九）

第七章の八 工事現場の危害の防止（第一百三十六条の二の二十一―第一百三十六条の八）

第七章の九 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和（第百三十六条の九―第百三十六条の十一）

第七章の十 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和（第百三十六条の十二）

第八章 既存の建築物に対する制限の緩和等（第百三十七条―第百三十七条の十九）

第九章 工作物（第百三十八条―第百四十四条の二の四）

第十章 雑則（第百四十四条の三―第百五十条）

附則

第一章 総則

第一節 用語の定義等

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。
- 二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの三分の一以上のものをいう。
- 三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
- 四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
- 五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後五分間第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

＝ 第1章 第二条 （面積、高さ等の算定方法） ～ 第八条の二 （受検の申込み） は、省略 ＝

第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第九条の二、第十五条及び第十七条
- 二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条から第五条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
- 四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十四条

五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第六十二条

六 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第七十七条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

七 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条

八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項及び第三項、第二十五条の二並びに第三十条第一項

九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

十 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項

十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の二

十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）

十四 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第五条第四項

十五 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項

十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条

＝ 第二節の四 第九条の二 ～ 第一節 第二百二十九条の二の三 まで、省略 ＝

第五章の四 建築設備等

第一節の二 給水、排水その他の配管設備

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第二百二十九条の二の四 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。

二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三 第二百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- 七 給水管、配電管その他の管が、第一百十二条第二十項の準耐火構造の防火区画、第一百三十一条第一項の防火壁若しくは防火床、第一百四十一条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
- イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
- ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百三十一条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第一百四十一条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 八 三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- 二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
- 三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。
- 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

- 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- 六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

＝ 第二百二十九条の二の六（換気設備）～第二百二十九条の十五（構造）は、省略 ＝

第六章 建築物の用途

第三百三十条 法第四十八条第十六項第一号の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- 一 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
- 二 増築又は改築後の法第四十八条各項（第十五項から第十七項までを除く。次号において同じ。）の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
- 三 法第四十八条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

＝ 第三百三十条の二 （特定用途制限地域内において条例で定める制限） 以下、省略 ＝

2-2. 建築物に設ける飲料水の配管設備 及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件

昭和 50 年 12 月 20 日建設省 告示第 1597 号

最終改正 平成 22 年 3 月 29 日建設省 告示第 243 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の五〔現行＝一二九条の二の四＝令和元年六月政令三〇号により改正〕第二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

第一 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。

ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

（１） 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

（２） 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

（３） 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

（４） 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

（い） 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。

（ろ） 直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

（５） （４）のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

（６） 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

（７） 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。

（８） 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が二立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。

（９） 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下にある、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽(そう)、し尿浄化槽(そう)、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜(りゆう)又は処理に供する施設までの水平距離が五メートル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第二 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。)

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩(も)れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径六十センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。)

イ 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。)は、五センチメートル以上十センチメートル以下(阻集器を兼ねる排水トラップにあつては、五センチメートル以上)とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

四 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第三 適用の特例

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第一（イ）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第一（第一号ロを除く。）並びに第二第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が五立方メートルを超える給水タンク等については、第一第二号の規定の適用があるものとする。

＝ 附則は、省略 ＝

2－3．建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

平成 22 年 3 月 29 日 国土交通省告示第 243 号

最終改定 令和元年 6 月 21 日号外国土交通省告示第 200 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の五〔現行＝一二九条の二の四＝令和元年六月政令三〇号により改正〕第二項第三号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を次のように定める。

建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第二百二十九条の二の四第二項第三号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。）の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料その他水が汚染されるおそれのないものとする。
- 二 配管設備のうち当該設備とその外部を区画する部分の材質を前号に掲げる材質とし、かつ、配管設備の内部に次に掲げる基準に適合する活性炭等の濾（ろ）材その他これに類するもの（以下「濾（ろ）材等」という。）を内蔵した装置を設けること。
 - イ 容易に清掃、点検又は交換できる構造とすること。
 - ロ 逆止弁を設ける等逆流を防止できる構造とすること。
 - ハ 濾（ろ）材等が飲料水に流出しないこと。
- ニ 濾（ろ）材等により飲料水中の残留塩素が除去される構造の装置にあっては、配管設備に有効に塩素消毒設備を設けること。ただし一の住戸又は一団として設けられた水栓にのみ給水する配管設備に設ける装置にあっては、この限りでない。

＝ 附則は、省略 ＝

2－4．道路占用工事共通指示書

平成 21 年 10 月 1 日 国関整道政第 2 5 4 号 国関整道管第 7 3 号

関東地方建設局長 通達

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本指示書は、道路占用工事 の施工に関する一般的事項を示すことにより、道路占用工事の安全 かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本指示書は、道路の掘削を 伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

2 道路の占用の許可若しくは回答を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占有者」という。）は、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路占用許可申請（協議）書、その添付図書に記載された事項、許可（回答）書に付された条件及び本指示書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工 事を施工しなければならない。

3 道路管理者は、本指示書のほかに、必要と認めた場合は、特記指示書を付加する。

4 特記指示書は、本指示書に優先するものとする。

（工事の指示又は変更）

第 3 条 工事の施工の細部については、担当出張所長又は建設監督官（以下「出張所長等」という。）の指示に従わなければならない。

2 占有者は、本指示書及び添付図書により難い事情が生じたときは、出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

（工事の計画及び施工）

第 4 条 占 用者は、路上工事の縮減及び改善に配慮して施工計画を策定し、施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。また、工事の施工にあたっては、沿道住民に工事の内容 を十分に周知しなければならない。ただし、軽易なものについては、施工計画書の一部を省略することができる。

2 出張所長等が必要と認めた場合は、工事方法図又は工事完成図等を指示する箇所に掲示させることがある。

3 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 工事の概要

二 計画工程表

三 現場組織表

四 緊急時の体制及び対応

五 使用機械

六 使用資材

七 施工方法

八 施工管理計画

九 交通管理

十 安全管理

十一 仮設備計画

十二 環境対策

十三 その他

4 占有者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合において、その内容が重要な場合は、その都度、変更 施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。

5 占有者は、ガス管理設備所及びその周辺における工事の施工にあたっては、第3項第四号の緊急時の体制及び対応として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 ガス漏えいが発生した場合における工事区間ごとの通報責任者氏名、ガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法

二 ガス漏えいが発生した場合における近隣住民等に対する警報措置三緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する措置

四 ガス管防護のため、現場に立会うガス事業者の担当者氏名及び連絡方法

五 上記のほか、事故防止対策等のために必要と認められる事項

(工期)

第5条 占有者は、許可(回答)書に記載した工期内に工事を完成しなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「道路工事保安施設設置基準」(平成18年4月1日付け国関整道管第65号)に準拠して実施しなければならない。

2 占有者は、工事の施工中は警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した交通整理員1名以上を充て、他は経験1年以上の者を「道路工事保安施設設置基準」に準拠して配置し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。なお、これにより難しい場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

(提出書類)

第7条 占有者は、道路管理者が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(着手、完了届及び情報提供等)

第8条 占有者は、工事の施工に先立ち、「道路占用工事着手届」を出張所長等に提出しなければならない。

2 占有者は、工事の施工に先立ち、「路上規制情報提供システム」へ必要な情報の入力を行い、同システムにより発行される「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲出しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

3 占有者は、工事を開始する1週間前から工事を開始するまでの間、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、工事が占用工事であることを道路利用

者に対して明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。

なお、設置方法等の細部については、施工計画書によるほか、出張所長等の指示に従わなければならない。

4 占有者は、工事が完了したときは、直ちに「道路占用工事完了届」を出張所長等に提出しなければならない。

また、出張所長等の指示により、各種調書（舗装調書、排水調書等）を提出し、道路台帳等の修正をしなければならない。

（検査）

第9条 占有者は、工事完了後速やかに出張所長等の検査を受けなければならない。ただし、工事中においても出張所長等が必要と認めた場合は、検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

一 占有者は、検査に立会うとともに必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

二 検査方法等については、別途に指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもって代えることができる。

三 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

四 検査に要する費用は、占有者が負担しなければならない。

（騒音振動対策）

第10条 占有者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2 占有者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、出張所長等の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

3 占有者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

（路面の維持）

第11条 占有者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

（現場発生品の処理）

第12条 占有者は、工事の施工により生じた現場発生品について、現場発生品調書を出出張所長等に提出し、その処理に関する指示に従わなければならない。

（品質管理）

第13条 占有者は、道路復旧材料について、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、出張所長等がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第14条 占有者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに出張所長等及び関係官公署に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

2 占有者は、ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。

3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和45年5月11日付け建設省道政発第34号）の記2に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

(境界杭等)

第15条 占有者は、境界杭、境界鉄、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、出張所長等及び関係者と立会確認のうえ一時撤去し、工事完成後出張所長等及び関係者の立会確認を受け、その指示により設置しなければならない。

(写真撮影)

第16条 占有者は、工事着手前の状況（街路樹等を含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物明示を含む。）及び重要な段階等の工事状況写真を撮影し、出張所長等からの指示があったときには、速やかに提出しなければならない。ただし、軽易な工事で事前に出張所長等の了承を得た場合はこの限りではない。

(工事現場の照明)

第17条 工事の施工が夜間である場合は、「道路工事保安施設設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

(市街地における工事の施工)

第18条 市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)」（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）に準拠して施工しなければならない。

(現場管理)

第19条 占有者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

(関係官公署等との連絡)

第20条 占有者は、関係官公署と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、出張所長等にその内容を報告しなければならない。

(紛争の防止等)

第21条 占有者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努め

なければならない。

2 占有者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 道路の構造に影響を及ぼす行為

二 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為

三 公衆に迷惑を及ぼす行為

3 占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第22条 占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに出張所長等に報告し、占有者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第23条 道路管理者が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更をすることができる。

2 道路管理者は、占有者が本指示書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 占有者は、道路管理者から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

第2章 掘削

(取り壊し)

第24条 占有者は、舗装の切断及び取り壊しにあたり、施工位置、方法等について、出張所長等の承認を受けて実施しなければならない。

2 車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。

3 歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合は前項に準ずるものとし、平板等の舗装の場合においては、1枚を単位として、必要最小限とする。

(土砂及び工事用資材の搬入・搬出)

第25条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

2 多量の土砂又は工事用資材の搬入・搬出及び工事機械の輸送を伴うダンプトラック等の大型貨物自動車を使用する工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員の配置、及び標示板等の設置その他の安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

(掘削)

第26条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

一 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、えぐり掘りを行ってはならない。

二 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。ただし、出張所長等の承認を受けた場合は、この限りではない。

三 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得

ず道路の排水施設に放流する場合は、出張所長等の指示により、沈砂濾過施設等を設けなければならない。

四 湧水又は溜り水が多量な場合は、出張所長等と打合せのうえ、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。

五 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。

六 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

第3章 土留工

（土留）

第27条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

（杭、矢板等の打設）

第28条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から1.5メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

（土留板）

第29条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

（切りばり）

第30条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

（特殊工法）

第31条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、施工計画書に明記しなければならない。

第4章 埋設物

（埋設物の事前確認及び保安 措置、電線共同溝等近接施工）

第32条 占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2 TYPE-B」（平成15年10月）に基づき事故防止に努めなければならない。

（施工時の留意事項）

第33条 占有者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

2 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。

3 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行なければならない。

(火気)

第34条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第35条 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

(埋設物の明示)

第36条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管、電線及び石油管（各戸の引込み、及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、埋設物件の名称、管理者、埋設の年及びその他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しなければならない。

一 明示事項

種 別 企業名等 記載事例

通 信 ○○通信メタルケーブル、光ケーブル

水 道 ○○水道

下 水 道 ○○下水道圧送

ガ ス ○○ガス中圧

電 気 ○○電力特高

石 油 ○○石油

埋設の年は、西暦年を使用すること。

二 明示材料（以下のいずれかを使用する。）

規 格 ・ ・ ・ テープ幅3cm以上

シート幅15cm以上

明示板縦15cm以上、横7cm以上

材 料 ・ ・ ・ 耐薬品性、無腐蝕、長期無退色

三 明示色

通 信 ・ ・ ・ 赤色

水 道 ・ ・ ・ 青色（工業用水 ・ ・ ・ 白色）

下水道 ・ ・ ・ 茶色

ガ ス ・ ・ ・ 緑色

電 気 ・ ・ ・ オレンジ色

石 油 ・ ・ ・ 黄色

2 シートの埋設位置は、管上30cm（ガス管については50cmとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10cmまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第5章 覆工

（車道の覆工及びすり付け）

第37条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

2 覆工は原則として鋼製又はPCコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。

3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。

4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向は5%以下ですり付け、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない。）。

（歩道の覆工）

第38条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

（覆工の管理）

第39条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかなければならない。

2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

（覆工の出入口）

第40条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかなければならない。

（材料等の搬入・搬出）

第41条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第6章 埋戻し

（撤去、点検）

第４２条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

（埋戻しの材料及び方法）

第４３条 埋戻しに使用する材料は良質で適当な粒度を持ち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害物を含まない土砂とする。また、改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

２ 埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

３ 路盤工から上層部の施工については、第１０章によるものとする。

４ 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧又は本復旧まで完了しなければならない。なお、短期間に再掘削する歩道等における小規模工事の仮埋戻し材のうち、路盤材の下部に用いる材料として、十分に強度を有する材料を使用する場合は、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

（杭、矢板等の残置）

第４４条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要がある場合は、あらかじめ道路管理者の承認を受けなければならない。また、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が２．５メートル以上、歩道部は路面から深度が１．５メートル以上で切断しなければならない。

２ 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面、調書を道路管理者に提出しなければならない。

第７章 特殊工法

（推進工法、シールド工法等）

第４５条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進杭及び到達杭の土留工については、第３章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行ってはならない。

２ 掘削部における覆工背面の充填は 十分に行わなければならない。

３ グラウト工法においては、注入量及び材料の配合に関する関係資料を出張所長等に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和４９年７月１０日付け建設省官技発第１６０号）によるものとする。

４ スキップの設置位置及び方法については、出張所長等の指示に従わなければならない。この場合において、スキップは囲いを設け歩行者及び通行車両に土砂の飛散等の迷惑とならないような措置を講ずるとともに、必要な安全施設を設けなければならない。

５ 次の各号に掲げる事項については、出張所長等に報告しなければならない。

一 施工状況

二 進捗状況

６ 工事着手前、工事期間中及び工事完了後に工事現場付近の路面の高さを測量し、その資料を出張所 長等に提出しなければならない。

第８章 仮復旧

（仮復旧）

第46条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

2 仮復旧は、交付された特記指示書により施工しなければならない。なお、特記指示書により、仮復旧（車道、歩道共）の際、本復旧構造の砕石路盤については本復旧（路盤先行）として施工することができる。

3 本復旧を施工するまでの間、占有者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

第9章 本復旧

（復旧方法）

第47条 本復旧は、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- 一 交付された特記指示による。
- 二 復旧面積は出張所長等の立会いにより決定する。

（費用負担）

第48条 道路管理者が本復旧を行う場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 工事に要する費用は、道路管理者の算定するところにより占有者が負担しなければならない。
- 二 本復旧に要する費用は、歳入徴収官関東地方整備局総務部長の発行する納入告知書により納入しなければならない。

（責任期間）

第49条 工事完了後の道路構造物の責任期間は、検査合格の日から2箇年とする。ただし、街路樹の復植については、1箇年とする。

第10章 舗装工

（路盤工）

第50条 下層路盤材料は、砕石、玉砕、砂利、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

2 上層路盤材料は、堅硬で耐久的な砕石、玉砕等を砂あるいはその他の適当な材料と混合したもので、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

3 路盤の一層の仕上り厚は、上層路盤では15cm以下、下層路盤では20cm以下になるように敷ならさなければならない。

4 路盤の締固めは、最適含水比で締固めなければならない。

5 プライマーは路盤面の状態、施工時期などにより適当なものを選定しなければならない。

（アスファルト・コンクリート舗装）

第51条 混合物を自動車で運搬する際の気象条件によっては、シート類等で覆わなければならない。

2 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。

3 タックコートは原則として気温5℃以下のときには施工してはならない。

4 表層を舗装するにあたって、表層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。

5 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、出張所長等の指示に従って施工しなければならない。

6 混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めなければならない。

7 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分に締固め密着させなければならない。

8 継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。

9 各層の縦継目の位置は15 cm以上、横継目の位置は1 m以上ずらさなければならない。

(コア採取)

第52条 検査のためのコア採取するときは、出張所長等の指示する箇所から抜き取らなければならない。

第11章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第53条 歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

一 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。

二 平板等の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。ただし、平板等の張り立てが不可能な箇所については、現場打コンクリートで舗装し、平板等の目地と合わせて目地切りを行わなければならない。

三 アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装(厚4 cm)しなければならない。

四 切り下げ箇所の場合は、セメント・コンクリート(標準として路盤厚20 cm、コンクリート厚20 cm、コンクリート強度 $\delta 28 \geq 21 \text{ N/mm}^2$)又はアスファルト・コンクリート(標準として路盤厚25 cm、アスファルト厚10 cm)で舗装しなければならない。

第12章 道路附属物その他

(道路附属物の工事の承認)

第54条 占有者は、道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物の原状回復)

第55条 工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占有者の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、出張所長等の指示に従わなければならない。

(道路標識、区画線及び道路標示)

第56条 工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

2 工事のためやむを得ず区画線及び道路標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

(防護柵)

第57条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかなければならない。

(街路樹等)

第58条 工事区間に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹柵内の保護等については、出張所長等の指示に従わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について出張所長等の指示に従わなければならない。

- 一 移植時期（復植を含む。）
- 二 移植方法（復植を含む。）
- 三 移植場所

(照明設備)

第59条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明施設にしなければならない。

2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、出張所長等の指示によらなければならない。なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、出張所長等に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

第60条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、出張所長等の指示に従わなければならない

2－5．神奈川県道路占用工事共通仕様書

平成 23 年 3 月 30 日 道管第 220 号 道路部長通知

令和 8 年 4 月 1 日道管第 1695 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この仕様書は、神奈川県道路占用規則（昭和 62 年規則第 21 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、道路占用工事の施工にあたり遵守すべき事項を定め、道路占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用するものとし、この仕様書に記載のない事項については、「神奈川県土木工事共通仕様書」（以下「土木工事共通仕様書」という。）を適用するものとする。

1. 道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占有者」という。）は、当該道路占有に係る許可書又は同意書（以下「道路占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。
2. 所管土木事務所長（厚木土木事務所東部センター所長及び県西土木事務所小田原土木センター所長を含む。以下同じ。）は、この仕様書のほかに、必要と認めた場合は、特記仕様書を付加することができるものとし、特記仕様書は、この仕様書に優先するものとする。
3. 大規模災害発生時等、占有者が緊急対応を行う必要がある場合には、所管土木事務所長は、この仕様書によらずに応急措置を行うことを承認できるものとする。

(工事の指示又は変更)

第 3 条 占有者は、工事の施工において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を所管土木事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(工事の計画及び施工)

第 4 条 占有者は、所管土木事務所長が必要と認めた工事について、土木工事共通仕様書第 1 編の共通編に準拠した「施工計画書」を提出しなければならない。

2 工事用仮設物は、特記仕様書に指定されたものを除き、占有者の責任において選択するものとする。この場合、特に所管土木事務所長が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算を行って設計図書等を提出しなければならない。

(工期)

第 5 条 占有者は、道路占用許可書に記載された工期内に工事を完成しなければならない。ただし、やむを得ない事情

により工期限内に完成できないときは、事前に理由書を添えて道路占用変更許可申請（協議）をしなければならない。

（保安）

第6条 保安施設は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」（昭和49年12月1日土木部長通知）に準拠して実施しなければならない。なお、このことについては、併せて所轄警察署長の指示を受けなければならない。

2 工事施工中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡視させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

（提出書類）

第7条 占有者は、所管土木事務所長が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

（着手、完了届及び情報提供等）

第8条 占有者は、工事に着手しようとするときは、工事の7日前までに神奈川県道路占用規則（昭和62年規則第21号）第7条第2項に定める工事着手届を提出しなければならない。なお、緊急を要する場合は所管土木事務所長の指示に従うこと。

1. 占有者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について（平成18年3月31日付け国道利第37号国道国防第205号国土交通省道路局長通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同国道利第38号国道国防第206号路政課長通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、当該工事が占用工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。
2. 占有者は、工事（仮復旧までの工事を含む。）が完了したときは、第15条に定める工事写真及び出来形管理図を添付して、完了の日から7日以内に神奈川県道路占用規則第8条第2項に定める工事完了届を提出しなければならない。

ただし、出来形管理図は小規模工事等で所管土木事務所長が提出を要しないと認めた場合はこの限りではない。

なお、占有者が自ら検査を行っている場合には、原則として検査資料を添付するものとする。

3. 占有者は、工事着手届及び工事完了届の提出にあたっては、次の各号に注意すること。

（ア）工事着手届及び工事完了届の様式は、神奈川県道路占用規則に定める様式

（第3号様式及び第4号様式）を使用すること。

（イ）舗装台帳、排水台帳等に修正の必要が生じるときは、所管土木事務所長の指示に従い関係資料を提出すること。

（騒音振動対策）

第9条 占有者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」

（昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

1. 占有者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所管土木事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

2. 占有者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第 10 条 占有者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

(品質管理)

第 11 条 占有者は、工事に使用する材料について、必要な時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。

2 占有者は、工事に使用する材料について、土木工事共通仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理をしなければならない。また、所管土木事務所長が品質管理に係る資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第 12 条 占有者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。

なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに所管土木事務所長及び関係機関に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

2. 占有者は、ガス管理設備所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。

3. 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和 45 年 5 月 11 日付け建設省道政発第 34 号建設省道路局長通達）の記 2 に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

(境界標等)

第 13 条 占有者は、境界標、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事内容によりやむを得ず一時的に移動する必要がある場合は、事前に復元方法について所管土木事務所長の指示を受けなければならない。また、工事完了後原状回復し、所管土木事務所長の確認を受けなければならない。

なお、境界標にあつては隣接地権者の、基準点、水準点にあつては設置者の、事前の了解と復旧後の確認を受けるものとする。

(道路附属物の取扱い)

第 14 条 道路附属物の取扱いについては、第 12 章の規定によるものとする。

(写真撮影)

第 15 条 占有者は、工事着手前及び工事完了後における現場の状況並びに完了後外部から明視できない箇所、特に暗渠伏越し等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し、所管土木事務所長に提出しなければならない。

2. 工事出来形の写真撮影は、掘削深さ、幅、厚さ、構造物の幅、高さ等を帯広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能に行わなければならない。

3. その他写真撮影は、別に定める「道路占用掘削工事出来形管理用写真撮影要領」

（平成 23 年 3 月 30 日付け道管第 221 号道路部長通知）により行わなければならない。

(工事現場の照明)

第 16 条 工事の施工が夜間である場合は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

(市街地における工事の施工)

第 17 条 市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）に準拠して施工しなければならない。

(現場管理)

第 18 条 占有者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 現場責任者は、現場の指揮監督にあたらなければならない。

(関係官公署等との連絡)

第 19 条 占有者は、関係官公署及び関係企業者と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、所管土木事務所長にその内容を報告しなければならない。

(検査)

第 20 条 占有者は、工事完了後速やかに所管土木事務所長の検査を受けなければならない。ただし、所管土木事務所長が必要と認めた場合は、工事中においても検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 占有者は、所管土木事務所長から検査の立会や必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

(2) 検査方法等については、その都度所管土木事務所長の指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもって代えることができる。

(3) 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

(4) 検査に要する費用は、占有者が負担しなければならない。

(報告)

第 21 条 占有者は、所管土木事務所長が必要と認めたときは、その求めに応じて報告書を提出しなければならない。

(紛争の防止等)

第 22 条 占有者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2. 占有者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為
- (2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
- (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

3. 占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第 23 条 占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに所管土木事務所長に報告し、占有者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第 24 条 所管土木事務所長が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更を行うことができる。

2. 所管土木事務所長は、占有者がこの仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。
3. 占有者は、所管土木事務所長から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

(後片付け及び清掃)

第 25 条 占有者は、工事に伴う土砂、資材等の後片付け及び排水施設等の清掃を工期内に完了しなければならない。

第 2 章 掘削

(掘削の制限)

第 26 条 舗装路面は、原則として次の期間内は、掘削を許可しない。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) セメントコンクリート舗装 | 5 年 |
| (2) アスファルト舗装 | 3 年 |
| (3) 歩道舗装 | 3 年 |
| (4) 簡易舗装 | 2 年 |

経過年数 舗装種別	1	2	3	4	5
セメントコンクリート舗装	掘削 制限 期間				
アスファルト舗装					
歩道舗装					
簡易舗装					

ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 災害の防止、事故の復旧等一般への危険防止のために行うもの。

イ 沿道建築物への水道、下水、電気、ガス、電話の各戸引込地下埋設管の布設工事等のために行うもの。

なお、この復旧については掘削制限期間の起点としない。

(取り壊し)

第 27 条 路面及び構造物の取り壊しの範囲は、許可条件に基づくこととする。

(発生土の搬出)

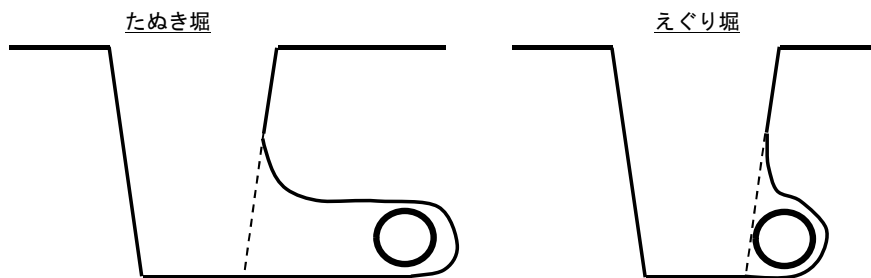
第 28 条 舗装破片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出し、適正に処理するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

- 土運搬車の荷台には、シートをかける等の措置を行い、運搬中土砂を撒き散らかさないようにしなければならない。
- 路面を汚した場合は、直ちに清掃しなければならない。
- アスファルト塊、コンクリート塊その他の産業廃棄物は、関係法令に従い適正に処理しなければならない。

(掘削)

第 29 条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

(1) 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき掘り、えぐり掘りを行ってはならない。



(2) 掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。

(3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、所管土木事務所長の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行うこと。

(4) 湧水又は溜まり水が多量にある場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。

(5) 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。

(6) 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

(7) 側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工すること。また、撤去の際に管を残置する場合は、管内部を隙間なく埋める等の措置を講じること。

(特殊工法)

第 30 条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、その旨を道路占用工事許可

(協議) 申請書に明記し、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

第 3 章 土留工

(土留)

第 31 条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

2. 掘削の深さが 4 メートルを超えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留を行わなければならない。

3. 土留工を施してある間必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともに、その旨を所管土木事務所長その他関係者に通知しなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第 32 条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から 1.5 メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第 33 条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第 34 条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

第 4 章 既設埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工)

第 35 条 占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記しなければならない。

(施工時の留意事項)

第 36 条 占有者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

2. 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は通常埋設物が予想される 2 メートル程度までは人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。

3. 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

(火気)

第 37 条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第 38 条 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

(埋設物の明示)

第 39 条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管及び電線（各戸の引込管及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、「地下埋設物表示に関する取扱要領」（昭和 47 年 1 月 6 日道補第 679 号）に従い明示しなければならない。

2 シートの埋設位置は、管上 30 センチメートル（ガス管については 50 センチメートルとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも 10 センチメートルまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第 5 章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第 40 条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

2. 覆工は原則として鋼製又はP Cコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
3. 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。
4. 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは5 %以下、横断方向は10 %以下ですり付けなければならない。また、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない）。
5. 覆工板及びその受枠（ずれ止め材）には、滑り止め対策を施さなければならない。

（歩道の覆工）

第 41 条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

（覆工の管理）

第 42 条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、速やかに代替りの覆工板を確保できるよう努めなければならない。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

（覆工の出入口）

第 43 条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

- 2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかななければならない。

（材料等の搬入・搬出）

第 44 条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

- 2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第6章 埋め戻し

（撤去、点検）

第 45 条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置ないように点検しなければならない。

（埋戻しの材料及び方法）

第 46 条 埋戻しに使用する材料は、埋設物上面 30 センチメートルまで（埋設物が神奈川県道路占用許可基準における法第 2 号物件地下埋設管の基準中「（位置）（2）」に定める「電線」についてはその上面 10 センチメートルまで）砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生砕石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び品質管理基準」（平成 7 年 3 月 22 日付け道管第 378 号道路管理課長通知）に適合するものとして、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、施工は掘削底面より一層厚 20 センチメートル以下にして埋め戻し転圧する。ただし、路体については一層厚 30 センチメートル以下とする。

また、各材料の規格品質は「土木工事共通仕様書第 2 編材料編」によるものとする。

2. 埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

3. 路盤工から上層部の施工については、第 10 章（舗装工）によるものとする。

4. 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧まで完了しなければならない。

（杭、矢板等の残置）

第 47 条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要がある場合は、道路占用許可申請（協議）時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が 2.5 メートル以上、歩道部は路面から深度が 1.5 メートル以上で切断しなければならない。

また、工事施工中に残置の必要が生じた場合は、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

2. 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面等を所管土木事務所長に提出しなければならない。

第 7 章 特殊工法

（推進工法、シールド工法等）

第 48 条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進抗及び到達抗の土留工については、第 3 章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行ってはならない。

2 推進工法

(1) 薬液注入工法、グラウト工法の施工にあたっては、国土交通省が定める基準に基づき施工するものとし、あらかじめ道路占用許可申請（協議）書に位置、範囲、施工工法等を添付し所管土木事務所長の許可を得なければならない。

(2) 工事実施前及び実施後の工事現場付近の路面の高低差を計測し、その結果を所管土木事務所長に提出しなければならない。

3 シールド工法

(1) 土砂搬出の設備の位置箇所及び土砂搬出の方法は、道路占用許可申請（協議）書に明記した上で、あらかじめ所管土木事務所長の許可を得なければならない。

土砂搬出設備は、土砂の飛散等を防止する措置を講じ、外観は周囲の美観を損なわないようにしなければならない。

(2) 「たて坑部」を設置する際に所管土木事務所長が指示した場合は、当該工事完了後、完成検査を受けなければならない。

(3) 占有者は次の各号について、所管土木事務所長が資料の提出を求めた場合には、速やかに提出できるよう事前に資料を作成しなければならない。

ア 路面の変動状況

イ 坑内からの排水状況

ウ シールドの計画法線に対する変位量

エ セグメントの直円からのひずみ量

オ 覆工の内空断面の水平、垂直各々の最大変位量

(4) 覆工背面の充填は十分行わなければならない。

(5) 事故防止対策については、十分な措置を講じなければならない。

2. 工事現場における路面や道路構造物に変動が生じないよう施工するとともに、異常が発見された場合には、直ちに所管土木事務所長に報告し、その指示を受けて、原状回復又はそれにかわる措置を講じなければならない。

(円形工法)

第 48 条の 2 周辺の舗装状況が良好な箇所において人孔鉄蓋の高さ調整又は修正の施工の際に鉄蓋周りの舗装を円形切断する工法を用いる場合の復旧は、次の各号に掲げるとおり施工しなければならない。ただし、工法の技術資料などにより各号の規定によらずとも問題ないと所管土木事務所長が判断した場合は、この限りではない。

(1) コンクリート系舗装で使用するコンクリートの強度は、曲げ強度を 4.5MPa を標準とした上で、表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦な表面とし、凹凸がないように仕上げなければならない。また、曲げ強度が配合強度の 70%以上となるまでを養生期間とし、交通開放はこの養生期間の完了後とする。

(2) アスファルト系舗装で使用するアスファルトは、舗装構造に関する技術的基準等の強度以上とする。

第 8 章 仮復旧

(仮復旧)

第 49 条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。ただし、路側標識の設置など道路への影響が軽微な工事で、かつ、神奈川県土木工事施工管理基準書（以下「施工管理基準書」という。）にしたがって施工する場合は、歩道に限り仮復旧を経ずに本復旧することができる。

2. 仮復旧は、次の構造を標準とし、別図 1 により行う。なお、材料は第 55 条に拠るものとする。

		路 盤 工	表 層 工
車 道 (路盤先行)	N6 (1000 ≤ T < 3000)	再生粒調碎石又は粒調碎石 t = 安定処理の厚さ	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t=5cm
	N5 (250 ≤ T < 1000) N4 (100 ≤ T < 250) N1、N2、N3 (T < 100)	再生粒調碎石又は粒調碎石 t = 安定処理の厚さ	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm
	N7 (3000 ≤ T) N6 (1000 ≤ T < 3000)	再生碎石 又はクラッシャーラン t=15～2cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t=5cm
車 道 (路盤先行以外)	N5 (250 ≤ T < 1000) N4 (100 ≤ T < 250) N1、N2、N3 (T < 100)	再生碎石 又はクラッシャーラン t=15cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm
	一般部	—	表層：再生密粒度又は密粒度 t=3cm
	切り下げ部 (普通車)	—	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm
	切り下げ部 (大型車)	再生碎石 又はクラッシャーラン t=5cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm
	透水性舗装 (一般部)	—	表層：再生密粒度又は密粒度 t=4cm
歩 道 (路盤先行)	透水性舗装 (切り下げ部)	—	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm
	一般部	再生碎石 又はクラッシャーラン t=5cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t=3cm
歩 道 (路盤先行以外)	切り下げ部	再生碎石 又はクラッシャーラン t=10cm	表層：再生密粒度又は密粒度 t=5cm

注) T とは、舗装計画交通量 (単位：台／日・方向) をいう。

注) t とは、舗装の厚さという。

注) 歩道 (路盤先行) の路盤工は、本復旧の厚さで復旧するため記載していない。なお、大型車は舗装の厚さが 10 cm となるため、仮復旧で路盤工を 5 cm と記載している。

3. すり付け工は、縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは 5 % 以下、横断方向は 10 % 以下ですり付けを行うものとする。

4. 本復旧を施工するまでの間 (1 週間以上は間を置くこと)、占有者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

5. 路面標示類は、法令に基づき設置されているものであり、また交通安全確保のために重要なものであるため、仮復旧であっても、仮区画線をペイント等で原形どおり必ず標示すること。なお、仮復旧での交通開放期間が長期に及ぶ場合は、長期間の使用に耐える路面標示を施さなければならない。

6. 次に示す条件を全て満たし、かつ、所管土木事務所長が認めた場合、路盤 (瀝青安定処理部分を除く) 部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、当該部分以下は本復旧時に改めて掘削を行うことを要しないものとするができる

(以下「路盤先行」という)。ただし、競合工事等において、道路構造の保全が著しく困難なときはこの限りでない。

- (1) アスファルト舗装・コンクリート舗装であること。
- (2) 大型車の交通量が、一日一方向あたり 3,000 台以上の路線（N 7）以外であること。
- (3) 施工管理基準書の締固め度が得られること。
- (4) 周辺の舗装状況が良好であること。
- (5) その他所管土木事務所長が指示した条件。

7. 前項の規定に基づき路盤先行を行う場合において、掘削面積が 300 平方メートル以上のときは、下層路盤、上層路盤のそれぞれにおいて、現場密度の測定を行い、規格値（最大乾燥密度の 93%以上で、下層路盤にあつては 3 個の測定値の平均値が 97%以上、上層路盤にあつては 3 個の測定値の平均値が 96.5%以上であること。）を満たしていることを確認のうえ、測定データを所管土木事務所長へ提出するものとする。

2－6．小田原市道路占用等規則

昭和 40 年 12 月 1 日 規則第 55 号

最終改定 令和 3 年 6 月 30 日規則第 32 号

小田原市道路占用等規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例その他別に定めのあるものを除き、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路で小田原市が管理するもの（同法第 18 条第 1 項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間の当該区域を含む。以下「道路」という。）の占用及び同法第 24 条の規定により道路管理者以外の者の行う工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用工事の計画書)

第 2 条 道路法第 36 条第 1 項本文（同法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により市長に提出する工事の計画書は、道路占用工事計画書（様式第 1 号）とする。

(工事の調整)

第 3 条 市長は、道路法第 36 条第 1 項本文の規定による計画書の提出を受けたときは、占用に関する工事その他の相互調整を図るため必要な措置を講ずることができる。

(占用又は掘削の許可の申請)

第 4 条 道路法第 32 条第 1 項（同法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により道路の占用許可を受けようとする者又は占用の工作物、物件若しくは施設（以下「占用工作物等」という。）の改築、移転、除却等に伴い道路の掘削許可を受けようとする者は、占用し、又は掘削しようとする日の 15 日前までに、道路占用許可申請・協議書（様式第 2 号）2 通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 誓約書
- (2) 位置図
- (3) 境界確定図
- (4) 公図の写し
- (5) 占用工作物等の平面図、横断図及び縦断図
- (6) 実測求積図
- (7) 工程表
- (8) 占用位置付近の写真
- (9) 当該占用に利害関係があると認められる者の同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指示した書類

3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る道路の占用が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該占用を許可しないことができる。

(1) 道路に出入するための通路の設置に係るものであり、かつ、当該通路の幅員が4メートルを超えるとき又は当該通路に係る一の敷地に二以上の通路を設置しようとするものであるとき。

(2) 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件の設置に係るものであり、かつ、一の道路を縦断して二以上の同種類の当該物件を並行して設置しようとするものであるとき。

(電線共同溝の占用)

第4条の2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝法」という。)第4条第1項(電線共同溝法第8条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第11条第1項の規定による占用の許可の申請をしようとする者は、電線共同溝占用許可申請書(様式第3号)2通を市長に提出しなければならない。

2 電線共同溝法第4条第1項又は第11条第1項の規定による占用の許可の申請をしようとする者は、前項の申請書に電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年建設省令第17号)第1条第2項各号又は第2条第2項各号に掲げる書面を添付するものとする。

(占用又は掘削の許可)

第5条 市長は、道路法第32条第1項の規定により道路の占用を許可し、道路の掘削を許可し、又は電線共同溝法第10条若しくは第11条第1項の規定による電線共同溝の占用を許可したときは、道路占用許可書(様式第4号)を申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第6条 道路法第32条第1項又は電線共同溝法第10条若しくは第11条第1項の規定による許可を受けた者(以下「占用者」という。)が、道路法第32条第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)又は電線共同溝法第12条第1項の規定により変更の許可を受けようとするときは、道路占用許可申請・協議書又は電線共同溝占用許可申請書2通を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の規定による申請及びその申請を許可した場合に準用する。

(工事等完了届)

第7条 占用者は、第12条第1項の規定により復旧工事(同条第2項の規定により市長が路面復旧工事を行う場合は、埋戻工事)を完了したとき又は占用工作物等を除却し、占用地を原状回復したときは、当該工事又は原状回復を完了した日の翌日から起算して10日以内に工事等完了届(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(占用の廃止)

第8条 占用者が自己の都合により占用を廃止したときは、道路占用廃止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、占用の廃止に伴い占用工作物等を除却し、前条の規定により工事等完了届を提出する場合は、この限りでない。

(占用の更新)

第9条 占用者は、占用期間が満了し、引き続いて占有（電線共同溝の占有を除く。）の許可を受けようとするときは、占有期間満了の日の15日前までに、道路占有継続許可申請書（様式第7号）2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

3 第5条の規定は、第1項の規定による申請を許可した場合に準用する。

（占有許可の期間）

第10条 占有許可の期間は、次に定めるところによる。

（1）道路法第35条及び第36条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業のための占有又は電線共同溝の占有の場合は、10年以内とする。

（2）前号に掲げる占有以外の占有については、5年以内とする。ただし、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条に規定するもののうち、特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有工作物等については、許可の申請のあった年度内とする。

（電線、水管、ガス管又は下水道管の占有の場所）

第10条の2 電線、水管、ガス管又は下水道管で市長が一定以上の強度を有する構造及び材質と認めるものの占有については、道路法施行令第10条、第11条及び第12条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

（1）地下電線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、車道（歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有すると市長が認めるものに限る。以下この条において同じ。）以外の部分をいう。）の地下にあつては当該地下電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下この条において同じ。）に0.3メートルを加えた距離（当該距離が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下、歩道の地下にあつては0.5メートル以下としないこと。

（2）水管又はガス管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該水管又はガス管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた距離（当該距離が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下（本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合にあつては、0.5メートル以下）としないこと。

（3）下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた距離（当該距離が1メートルに満たない場合は、1メートル）以下としないこと。

（4）下水道管の本線以外の線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた距離（当該距離が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下、歩道の地下にあつては0.5メートル以下としないこと。

（5）前2号の規定にかかわらず、その材質が遠心力鉄筋コンクリートである下水道管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる道路に係る電線、水管、ガス管又は下水道管の占有については、当該各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、占有者と協議の上、当該基準と異なる基準を適用することができる。

（1）排水施設が整備されていない道路 地下電線、水管、ガス管又は下水道管の頂部と路面との距離は、1.1メートル以上とすること。

(2) 既設構造物を有する道路 地下電線、水管、ガス管又は下水道管と当該既設構造物との距離は、0.3メートル以上とすること。

3 第1項に掲げる基準により電線、水管、ガス管又は下水道管を歩道の地下に埋設する場合において、その頂部と当該歩道の車両の乗り入れ等のための切り下げ部分の路面との距離が同項に掲げる基準に満たないときは、占有者は、当該部分の地下に設ける電線、水管、ガス管又は下水道管につき所要の防護措置を講じなければならない。

(舗装道路掘削の制限)

第11条 舗装道路について新設又は全面的な補修を行った後は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間は、掘削を許可しない。ただし、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) セメント・コンクリート舗装道路 5年
- (2) アスファルト・コンクリート舗装道路 3年

(掘削及び復旧工事の施工方法等)

第12条 占有者は、掘削許可を受けたときは、市長の指示する方法により掘削及び復旧工事（埋戻し工事及び路面復旧工事をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、占有者に代わって復旧工事のうちの路面復旧工事を行うことができる。

(路面復旧面積の裁定)

第13条 前条の規定により路面復旧工事を行わなければならない路面の面積（以下「路面復旧面積」という。）は、掘削深さ及び掘削幅に応じて定める別表の規定により裁定する幅に掘削延長を乗じて得た面積（第11条ただし書に係る掘削を許可した場合にあっては、当該幅に2を乗じて得た幅に道路の全幅を乗じて得た面積）とする。この場合において、計算して得た面積に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

(路面復旧費の負担)

第14条 第12条第2項の規定により市長が路面復旧工事を行う場合は、占有者は、前条の規定により裁定された路面復旧面積に舗装の種別に応じて市長が別に定める路面復旧工事単価を乗じて得た額を路面復旧費として負担しなければならない。この場合において、計算して得た額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(事務費の負担)

第15条 掘削許可を受けた占有者は、次の各号に掲げる路面復旧工事を行う者の区分に応じ、当該各号に定める額を事務費として負担しなければならない。この場合において、計算して得た額に10円未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

- (1) 占有者が行う場合 前条の規定により算出して得た額の100分の6に相当する額
- (2) 市長が行う場合 前条の規定により算出して得た額の100分の10に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占有者が水道法（昭和32年法律第177号）又は下水道法（昭和33年法律第79号）による工事を行う場合その他特に必要があると認める場合は、同項の事務費を減額し、又は免除することができる。

(路面復旧面積への加算等)

第16条 市長は、路面復旧面積を裁定する場合において、道路の実状、掘削位置等により掘削前の道路機能が十分発揮できないと認めるときは、第13条の規定にかかわらず、占有者と協議の上、同条の規定により算出して得た面積に必要と認める面積を加えた面積を路面復旧面積として裁定することができる。

2 前項の規定の適用がある路面復旧工事を第12条第2項の規定により市長が行う場合の路面復旧費は、第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出して得た額に市長が別に定める額を加えた額とし、当該工事に係る事務費は、当該額を基礎として前条の規定を適用して得た額とする。

(路面復旧費及び事務費の徴収方法)

第17条 路面復旧費及び事務費は、掘削許可の日から起算して30日を超えない範囲で納期を指定し、一括して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占有者が国又は地方公共団体その他公益事業を行う団体である場合は、市長が別に定めるところにより路面復旧費及び事務費を徴収することができる。

(路面復旧費及び事務費の不還付)

第17条の2 既納の路面復旧費及び事務費は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 占有者の責めに帰さない理由により掘削することができないとき。
- (2) 掘削の開始前に、掘削の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(占有権譲渡等の禁止)

第18条 占有者は、道路の占有に関する権利を他人に譲渡し、又は占用地若しくは占有工作物等を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。ただし、電線共同溝法第6条第1項の規定により電線共同溝の占有予定者の地位を承継する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(連帯保証人)

第19条 市長は、道路の占有に関し、占有期間が長期にわたるとき、地元居住者等の利害に重大な関係がある場合その他で、必要があると認めるときは、この規則により申請をする者に市内に居住する身元の確実な連帯保証人2人を選任させることができる。

(代理人)

第20条 市長は、道路の占有に関し必要と認めるときは、この規則により申請をする者又は占有者に市内に居住する者のうちから適当な代理人を選任させることができる。

(住所変更等の届出)

第 21 条 占用者又は第 18 条ただし書の規定により占用の権利を承継しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日の翌日から起算して 30 日以内に当該事実を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 占用者、電線共同溝法第 5 条第 1 項に規定する電線共同溝の占用予定者（以下「電線共同溝の占用予定者」という。）、連帯保証人又は代理人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 相続により占用者又は電線共同溝の占用予定者の地位を承継したとき。
- (3) 占用者又は電線共同溝の占用予定者である法人の名称又は代表者に変更があったとき。
- (4) 占用者又は電線共同溝の占用予定者である法人が解散し、又は合併したとき。

(道路管理者以外の者の行う工事の申請及び承認)

第 22 条 道路法第 24 条の規定による道路に関する工事又は道路の維持（以下「自費工事等」という。）の承認を受けようとする者は、自費工事等を行おうとする日の 15 日前までに、道路自費工事等施行承認申請書（様式第 8 号）2 通に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、道路自費工事等施行承認書（様式第 9 号）を申請者に交付する。

3 第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定は、自費工事等の変更承認申請及び完了届をする場合に準用する。この場合において、同項中「道路占用許可申請・協議書及び電線共同溝占用許可申請書」とあるのは「道路自費工事等変更承認申請書（様式第 10 号）」と、第 7 条中「工事等完了届（様式第 5 号）」とあるのは「道路自費工事等完了届（様式第 11 号）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 小田原市道路占用条例施行規則（昭和 28 年小田原市規則第 12 号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、すでに従前の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による申請又は許可とみなす。

附 則（昭和 42 年 5 月 25 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年 4 月 1 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行し、公布の日以後の掘さく許可に係る復旧費等から適用する。

附 則（昭和 48 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の掘さく許可に係る掘さく補償料等から適用する。

附 則（昭和 50 年 3 月 25 日規則第 6 号）

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の掘さく許可に係る掘さく補償料等から適用する。

附 則（昭和 53 年 9 月 30 日規則第 35 号）

- 1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請書の受理等をしているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 7 月 1 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 22 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の規定に基づいて調整された道路占用、掘さく許可申請書等は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和 62 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日規則第 15 号）

1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に交付された改正前の様式第 3 号の規定に基づく道路占用、掘削許可書は、当該占用許可又は掘削許可の期間が満了する日までの間は、改正後の様式第 3 号の規定に基づく道路占用、掘削許可書とみなす。

附 則（平成 4 年 9 月 1 日規則第 45 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 8 年 2 月 2 日規則第 4 号）

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 10 条の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に開始する占用に係る占用許可の期間について適用し、同日前に開始する占用に係る占用許可の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 18 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 39 号）

この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 28 日規則第 47 号）

この規則は、平成 12 年 5 月 1 日から施行し、同日以後の掘削許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

附 則（平成 12 年 7 月 3 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の占用許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の掘削許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 26 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の小田原市道路占用等規則の規定及び第 2 条の規定による改正後の小田原市水路及び認定外道路に関する条例施行規則の規定は、同日以後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項の規定による占用の許可に伴う掘削の許可及び小田原市水路及び認定外道路に関する条例（昭和 39 年小田原市条例第 33 号）第 4 条第 1 項の規定による掘削の許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

附 則（令和元年 5 月 31 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日規則第 32 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第 13 条関係）

路面復旧幅裁定基準表

	h	a	b	W (a + 2 b)
	1.2m以下	0.60m	0.30m	1.20m
	1.2mを超え 1.5m 以下	0.60	0.45	1.50
		0.80	0.45	1.70
	1.5mを超え 2.0m 以下	0.80	0.60	2.00
		1.00	0.60	2.20
	2.0mを超える場合			$W = a + 2 \times 0.3 h$ ただし、打込土留工法の場合で、 $h \geq 3.5$ メートルのときは、 $W = a + 2 (t + 1.0)$

備考

- この表において「a」とは掘削幅、「b」とは影響幅、「h」とは掘削深さ、「t」とは矢板高、「W」とは路面復旧幅を表す。
- bの数値は、掘削場所の土質の状況等に応じて変更することがある。

２－７．道路工事等における表示 及び 保安施設の設置基準

実施 昭和 49 年 12 月 1 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

１．（目的）

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事に関わるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

２．（適用範囲）

神奈川県において管理する道路での道路工事について適用する。

３．（設置の方法及び位置）

別紙の各標示及び施設は、工事十別に定められた位置に設置するものとする。但し別紙一覧表及び標準は位置図によることが不適切な場合はこの限りではない。

４．（道路工事の標示）

道路工事を行う場合は、必要なる道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事についてはこの限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別紙図 6 を参考とするものとする。

（１）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（２）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（３）工事種別

工事種別（道路補修工事等）を標示するものとする。

（４）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（５）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

５．（防護施設等の設置）

車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両側にバリケード保安柵（ネット付）等を設置し、交通に対する危険の程度に応じた赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

６．（迂回路の標示）

道路工事のための迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中迂回路の入り口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込む恐れのない小分岐点を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。（別紙図 1 7－2 及び別紙図 1 7－3 を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別紙図 1 7－1 を参考とするものとする。

７．（寸法及び色彩）

計上及び色彩は別紙のとおりとし、原則としてこれを使用しなければならない。各標示及び施設の前面及び側面には定められた以外の文字、記号および色彩を使用してはならない。但し設置区分により小規模工事等につい

ては、この限りではない。

道路工事現場においては、一般交通に対する標示を目的として、標示施設または防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10 c m）を用いるものとする。

8. （管理）

道路工事現場における標示板および防護施設は堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

9. （特定）

この設置基準は、一般的な基準であり必要に応じ、これ以外のものを指示することができる。

10. （実施期日）

この設置基準は平成 19 年 4 月 1 日から実施する道路工事等について適用する。

標準示及び施設の設置一覽表

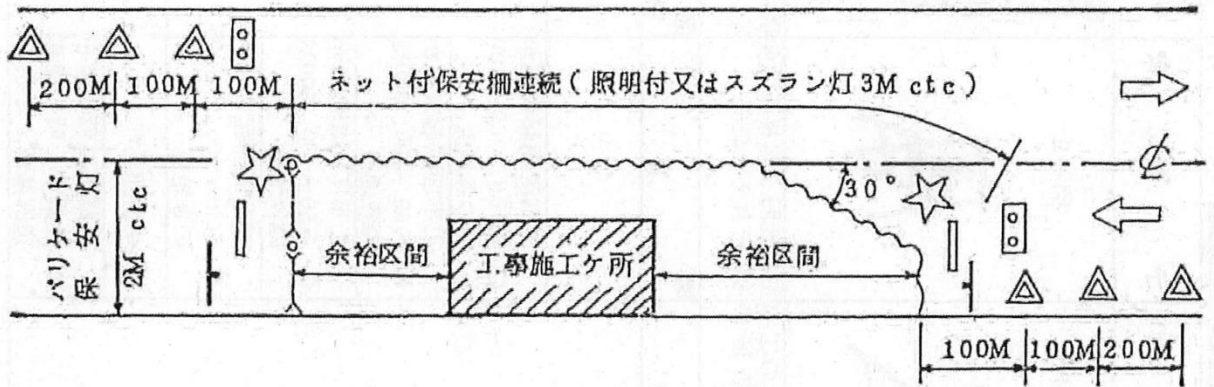
[illegible]

○—必要 △—必要に応じて ×—不必要

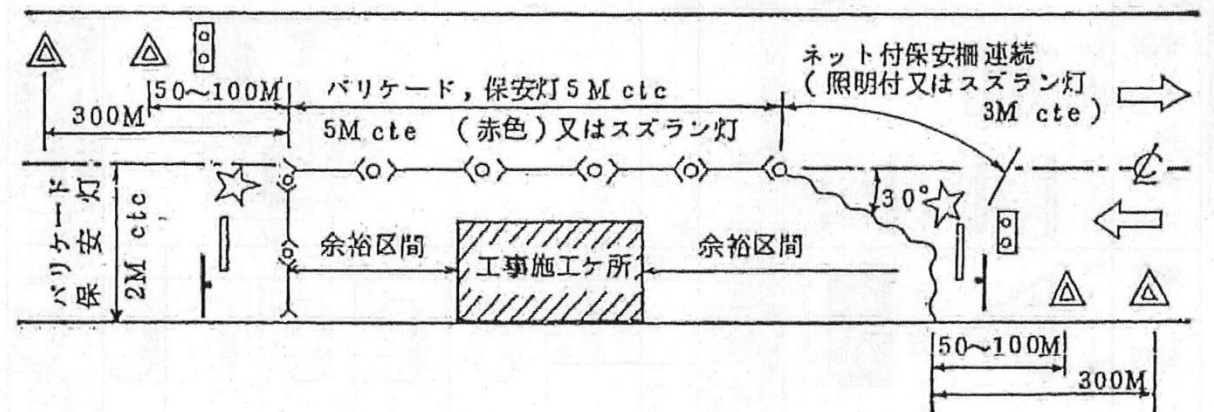
車 道 部

片 側 通 行

A型 (交通量5,000台/12h以上)

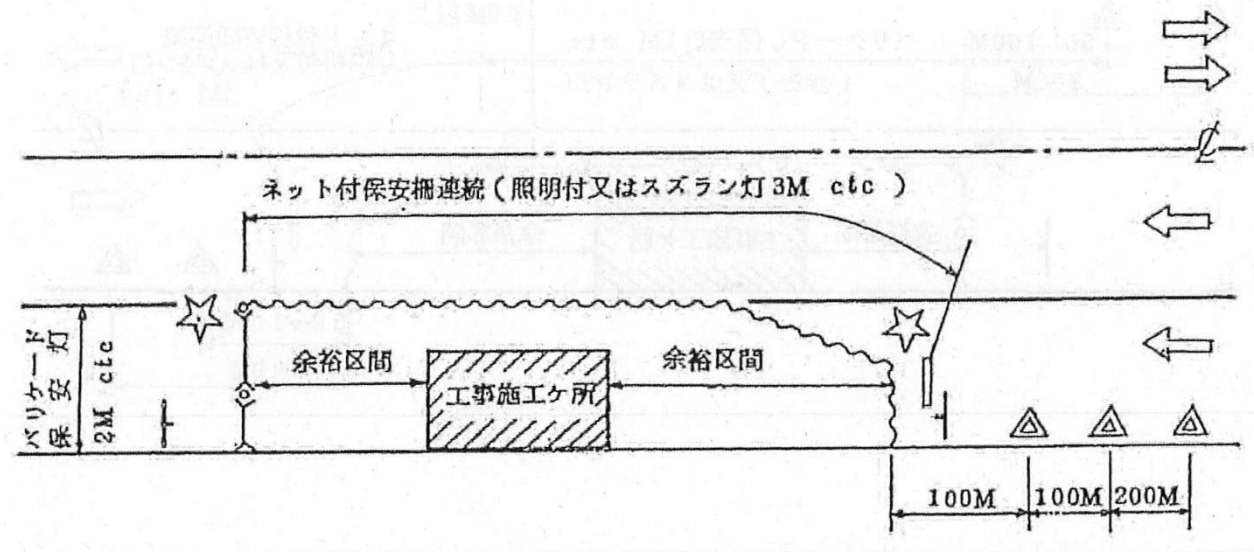


B型 (交通量5,000台/12h以上未満)

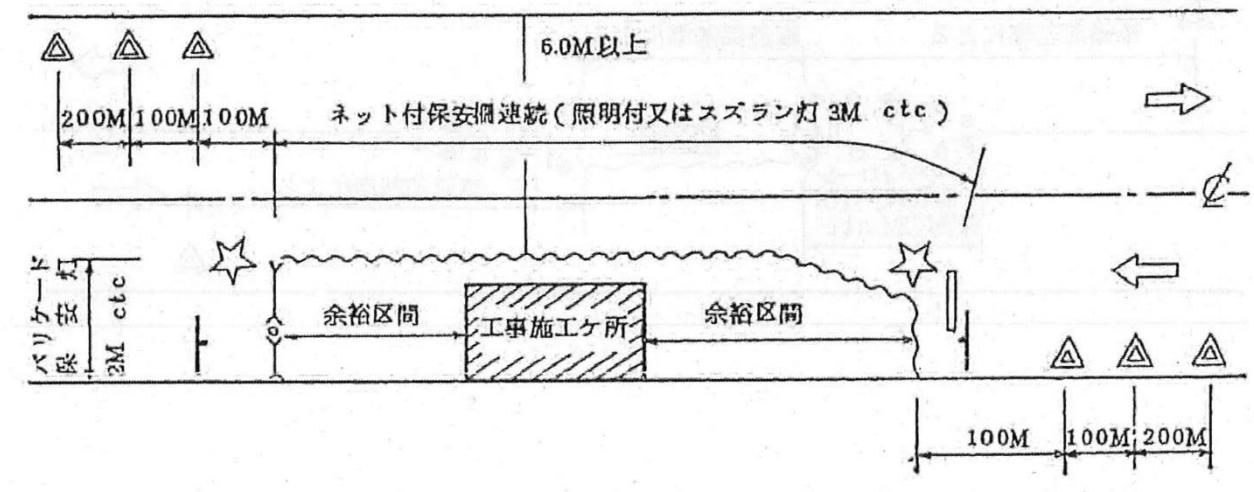


上下同時通行

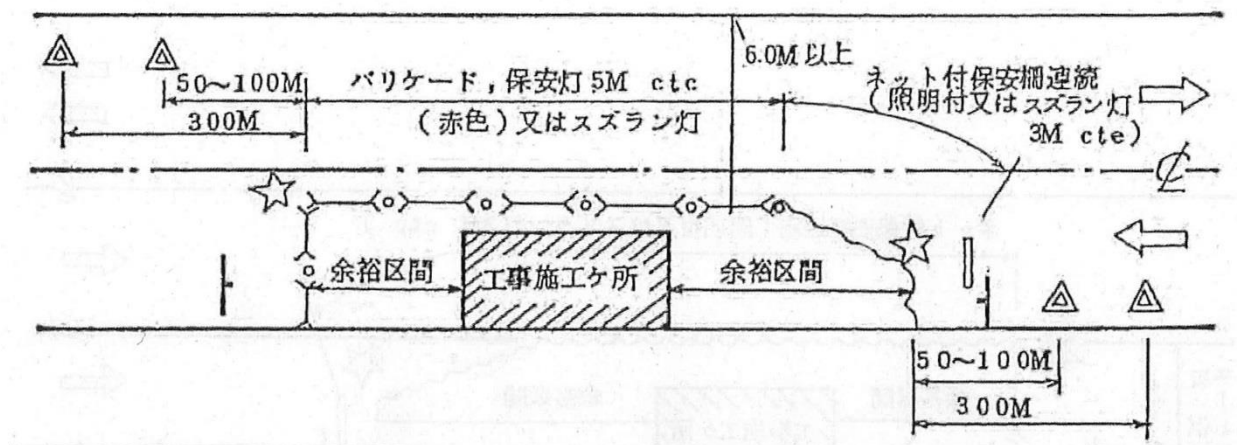
C型 (4車線、交通量5,000台以上)



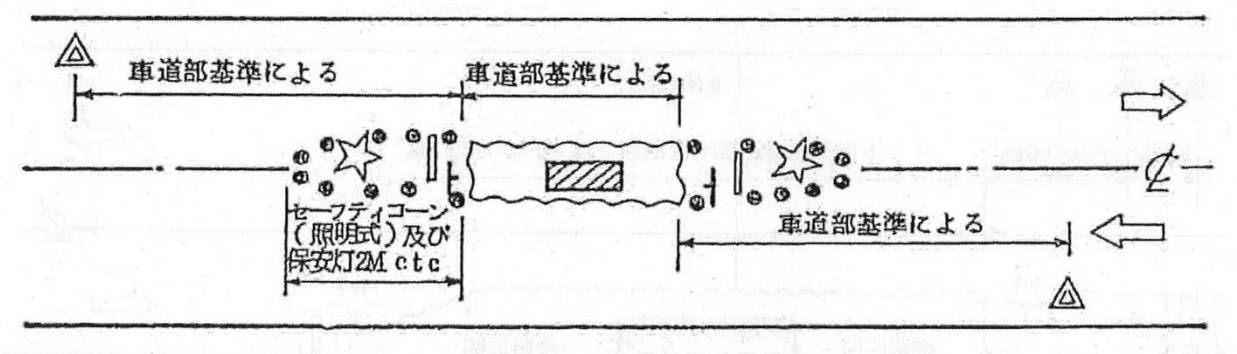
D型 (2車線、交通量5,000台未満)



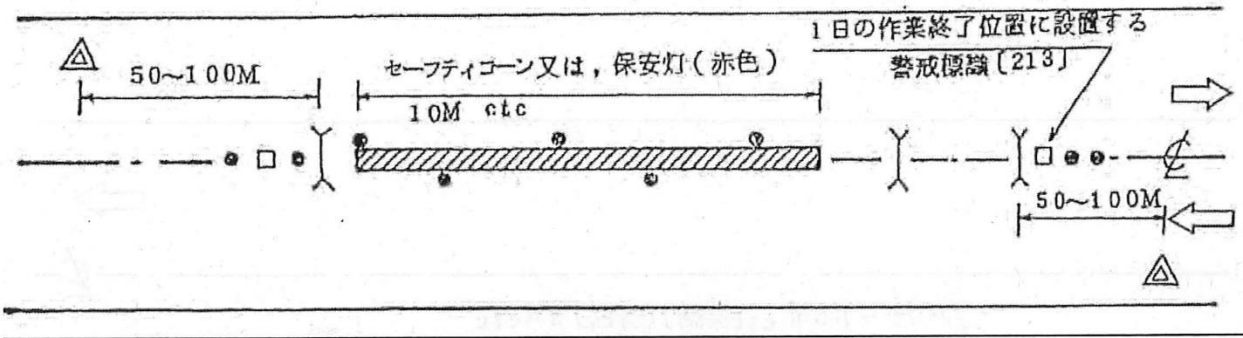
E型 (交通量5,000台/12h未満)



F型 (車道中央部工事)

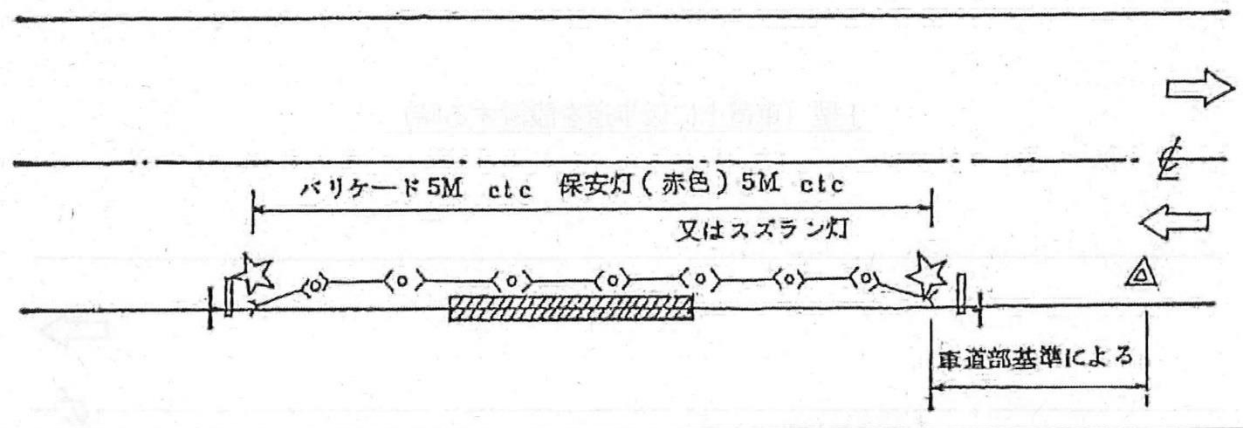


G型 (区画線設置)

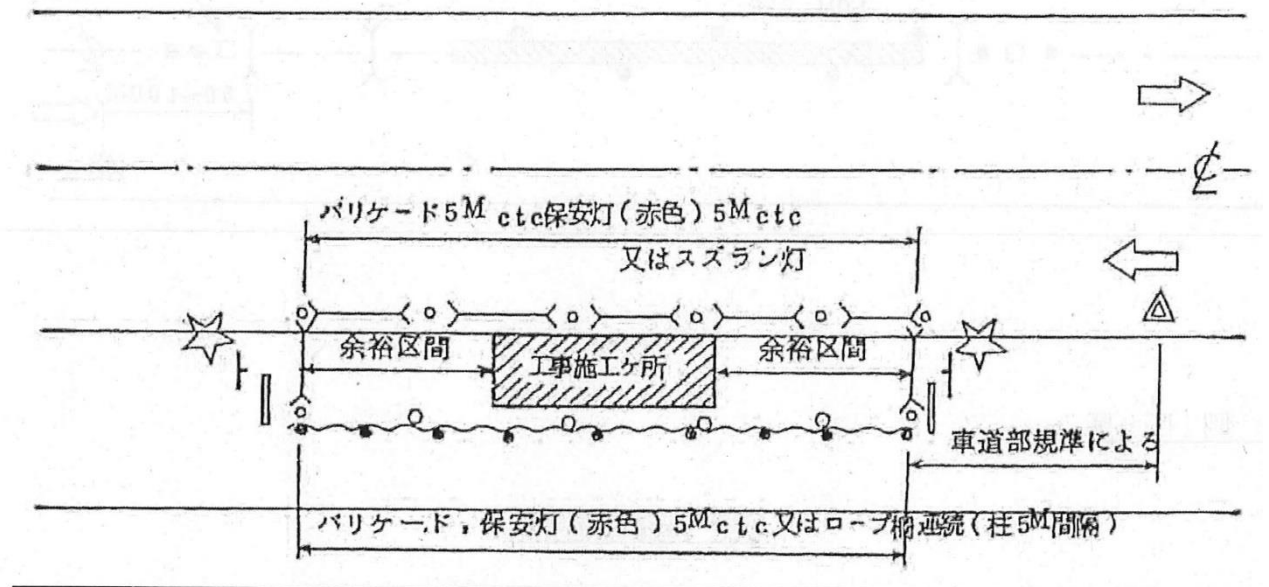


路側工事

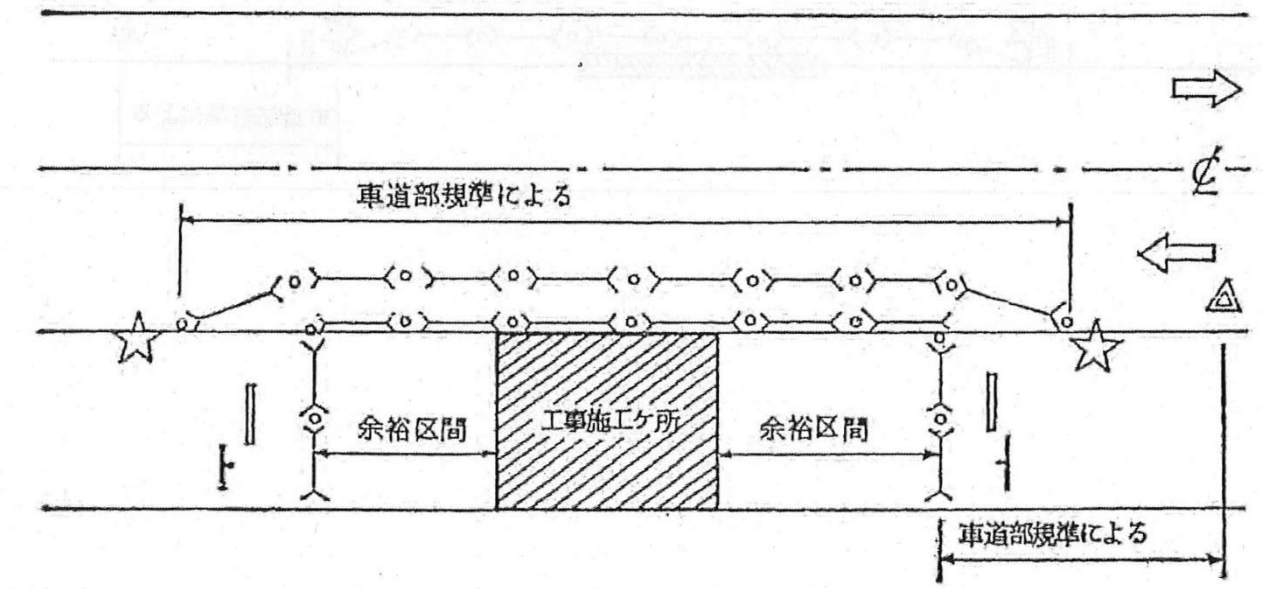
H型 (側溝工事等)



I 型 (歩道内に歩道を設置できる時)



J 型 (車道上に仮歩道を設置する時)

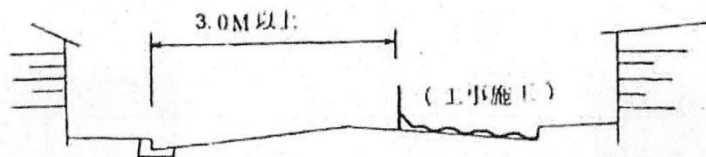


記号凡例

	ネット付保安柵 (図-4)		規制・警戒標識 (図1-1, 1-2, 2, 3)
	バリケード (図-5)		工事標示板, お願い板 (図6, 7, 8)
	標識ロープ柵 (図-14)		警戒標識 (図-2)
	予告板 (図-9)		セーフティコーン (図-11)
	回転灯 (図-12)		車両進行方向 (交通流)
	保安灯 (赤色) (図-13)		信号機

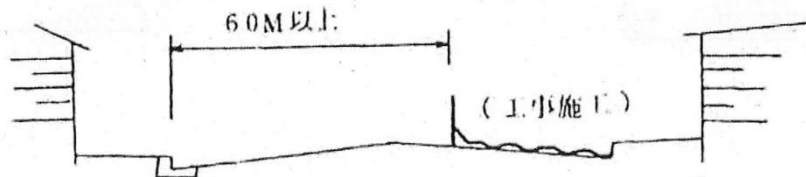
(注) 1. 片側通行

信号機等により交通規制を行い、片側通行をおこなうものであり、
片側車道巾員は最低3.0m以上確保する事。



2. 上下同時通行

徐行等の交通規制を行うが交通流に対して影響の少ないもの。
車道巾員は最低6.0m以上確保する事。



3. 歩道工事

歩道工事を行う場合には様式図I型、J型共に最低、1人線
(0.75m) を確保する事。

4. 余裕区間長

工事延長、資器材の配置状況により決定するが一般は10m
を標準とする。

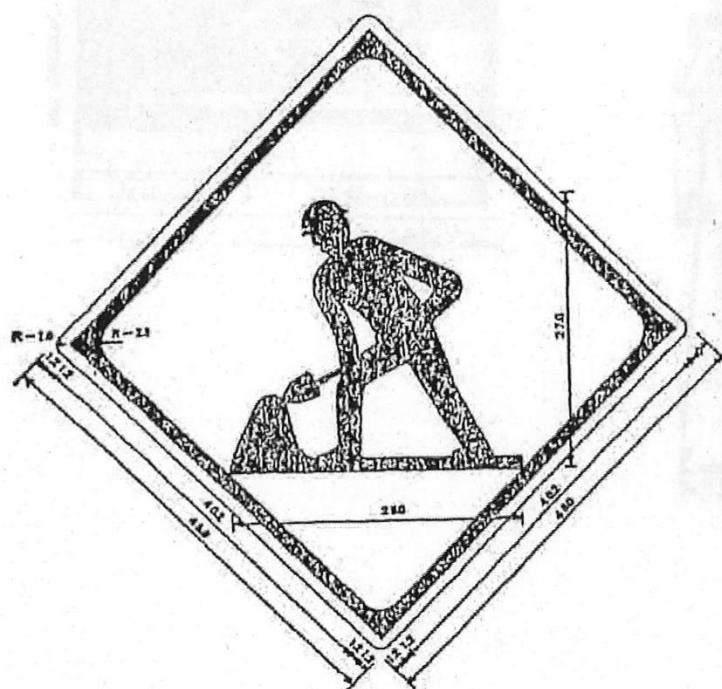
5. 工事施工延長

一区間原則として100m以内にする。ただし駅周辺、繁華街
交差点、踏切、橋梁等については、現場状況等に応じて決定
すること。

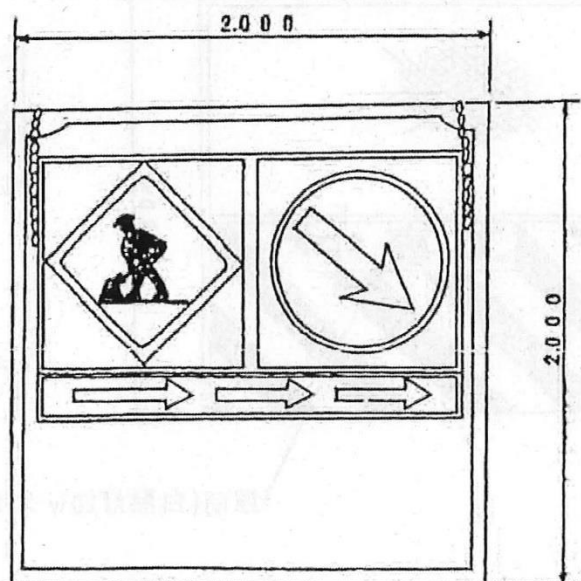
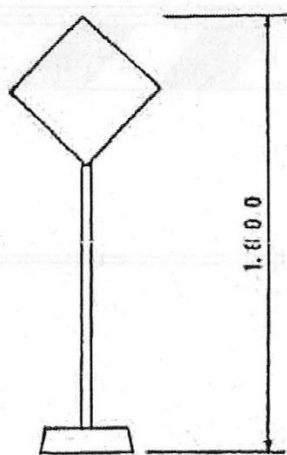
2 警戒標識

図-2

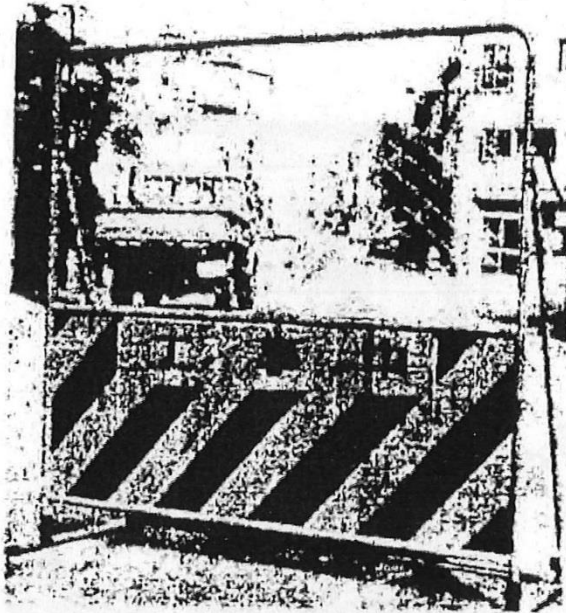
[213] 道路工事中



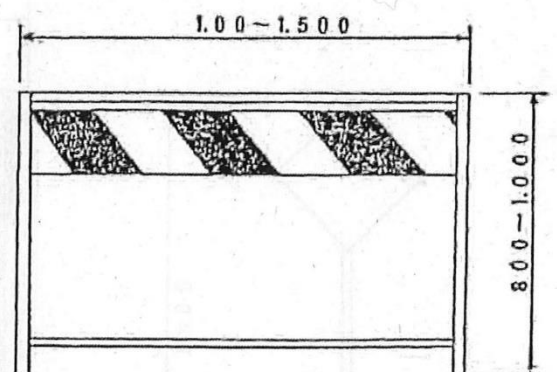
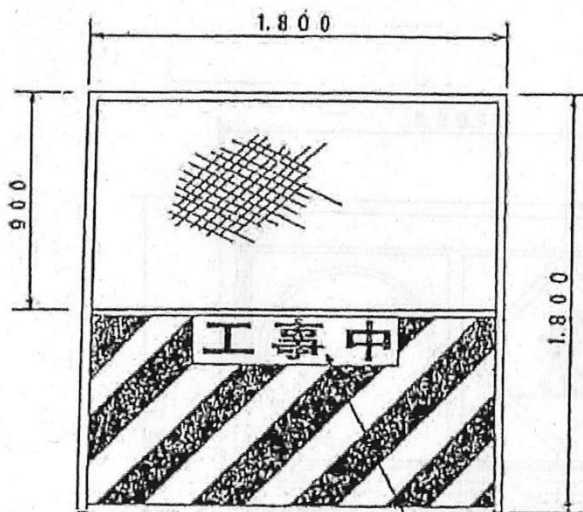
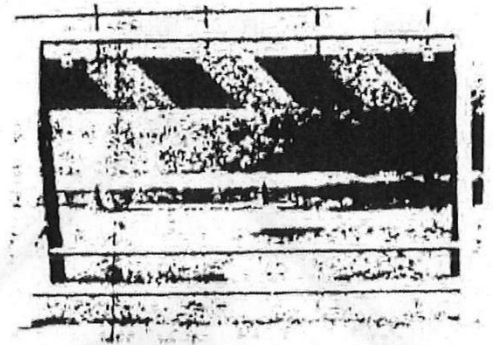
3 警戒標識板 (内部照明式)



4 保安柵 (ネット付)



5 バリケード



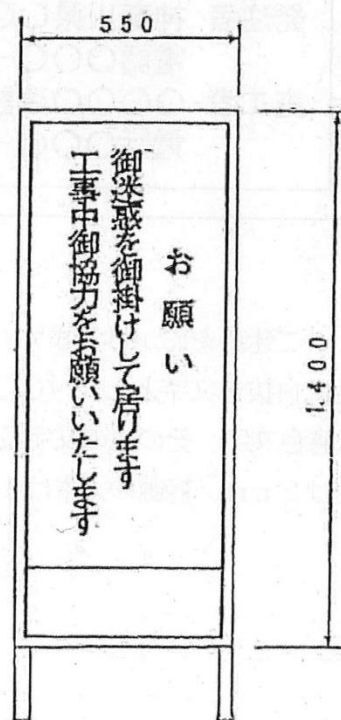
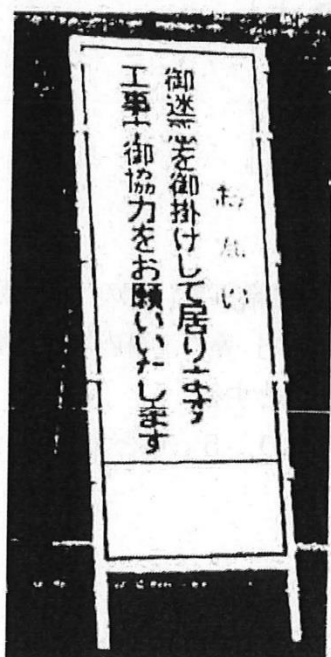
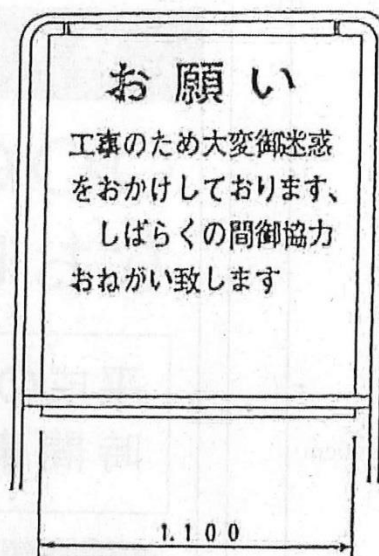
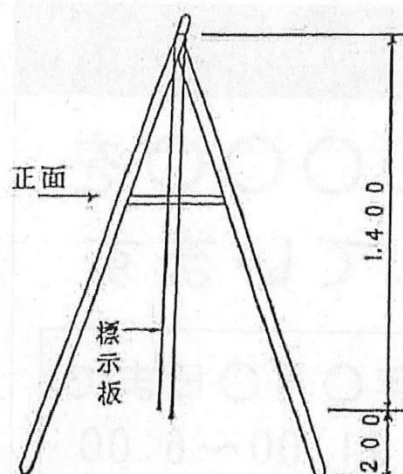
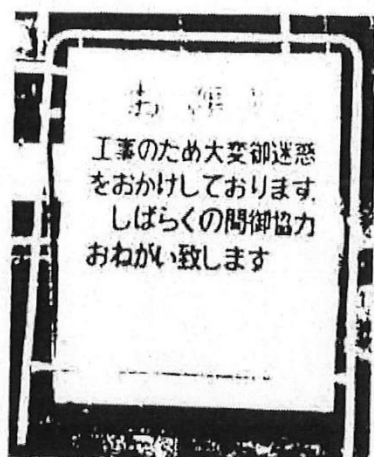
照明(白熱灯20w × 2)



- ・ 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。
- ・ 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

7 お問い合わせ

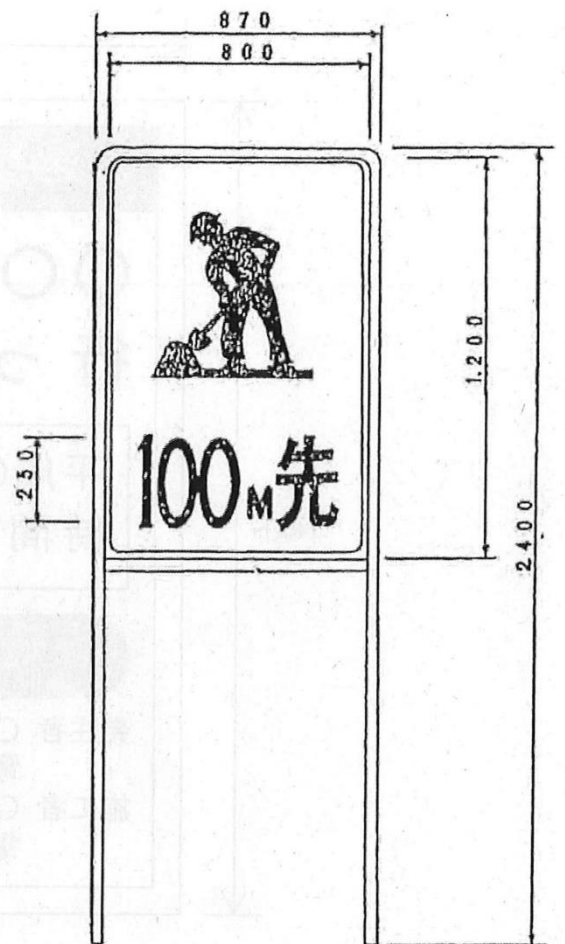
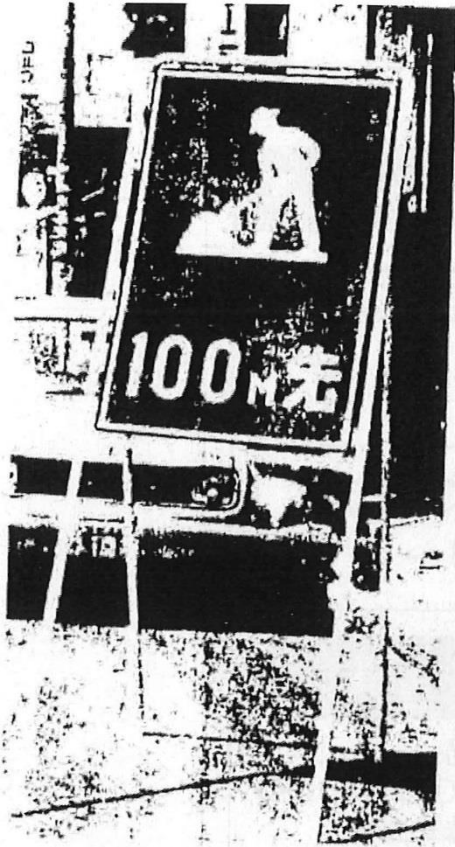
設置方法 板の下端は地上200mmとし、上部吊り下げて風圧で倒れないようにする。



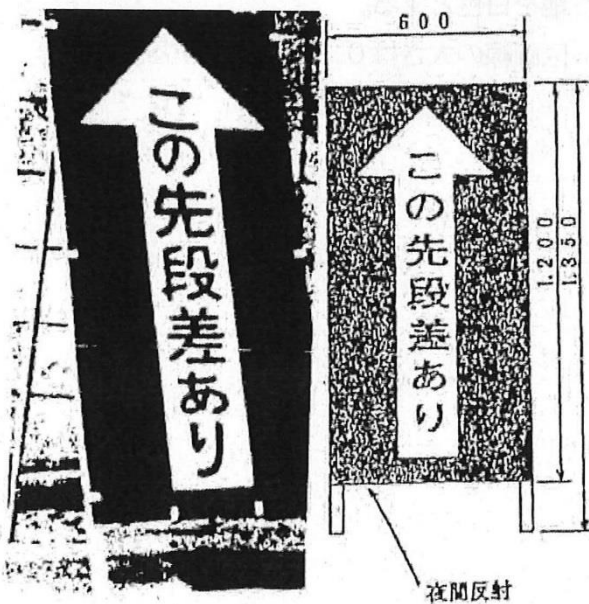


- ・ 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。
- ・ 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

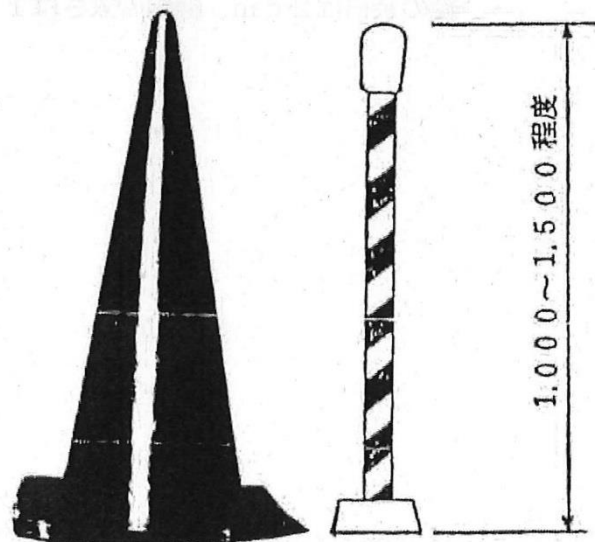
9 予告板



10 この先段差あり

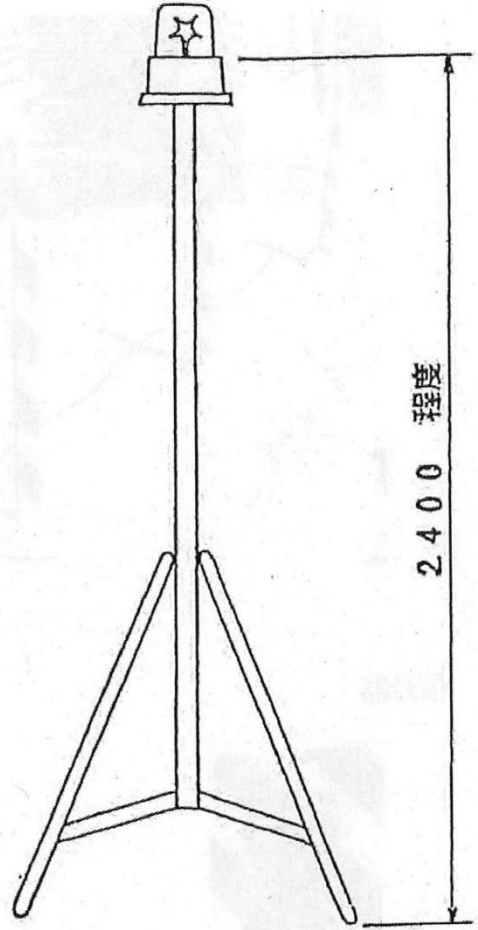
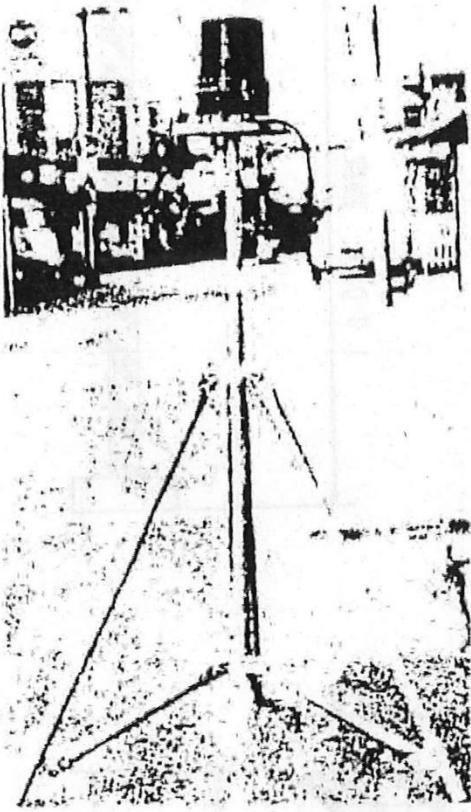


11 セフティーコーン

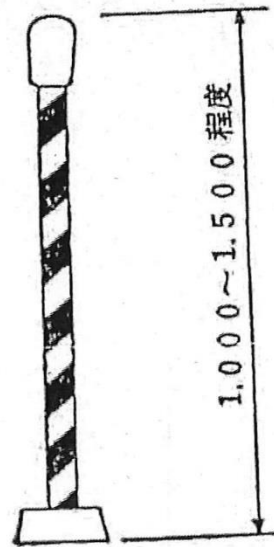


(注) この工事により内部照明式を併用すること。

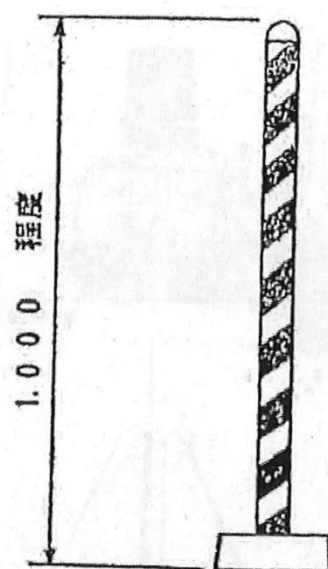
12 回轉灯



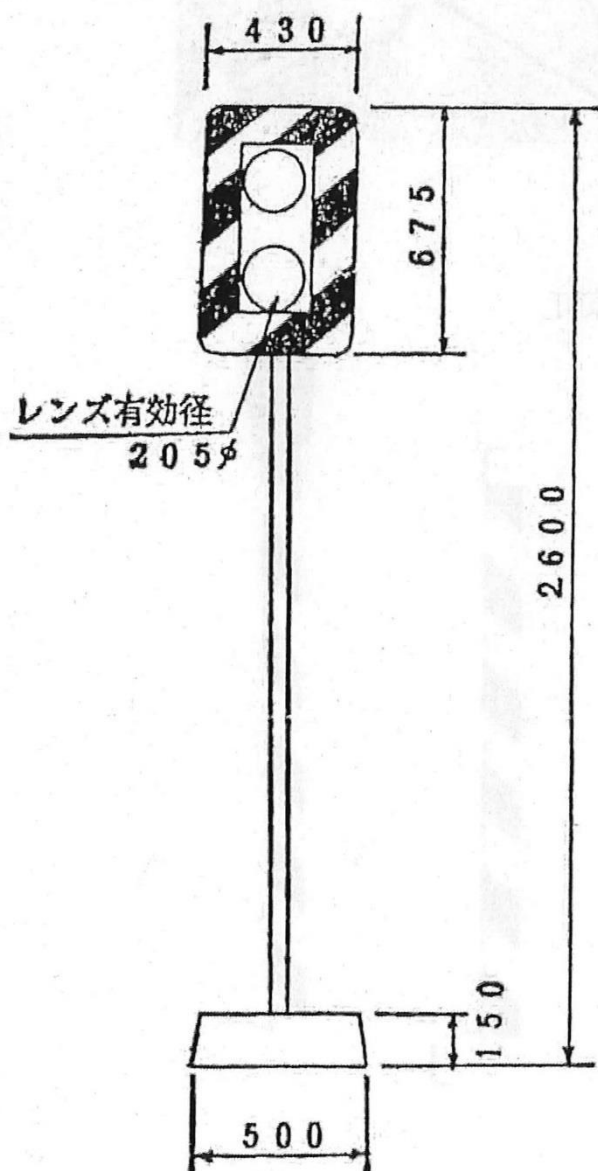
13 保安灯

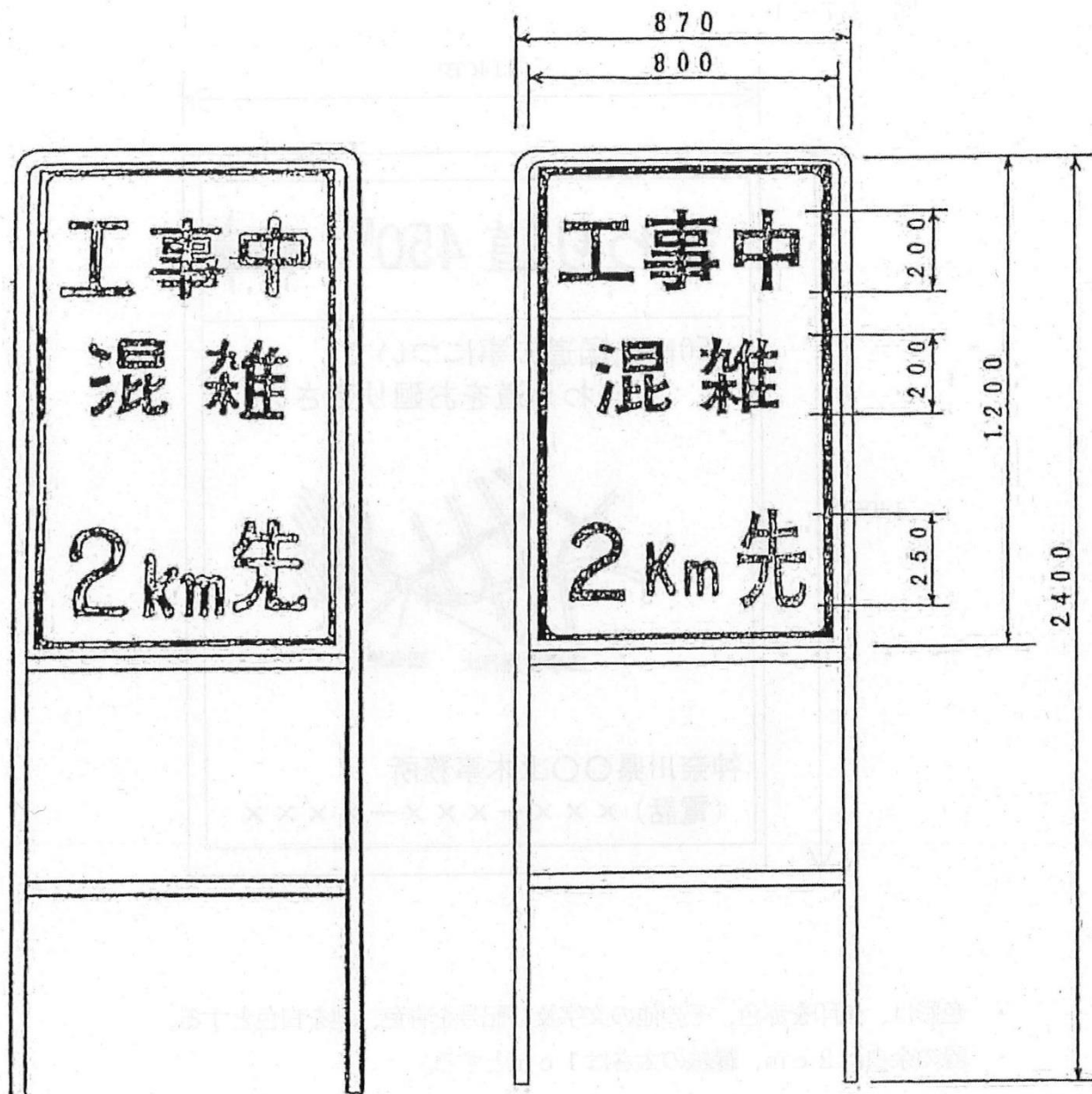


1 4 標識ロープ支柱



1 5 信号器





(注)

片側通行等により交通渋滞が予想される場合に1km先、2km先の標識を随時設置する。

17 迂回路の標示

図 17-1



- ・ 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- ・ 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cmとする。

図 17-2

工事中迂回路の標示例（市街部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）

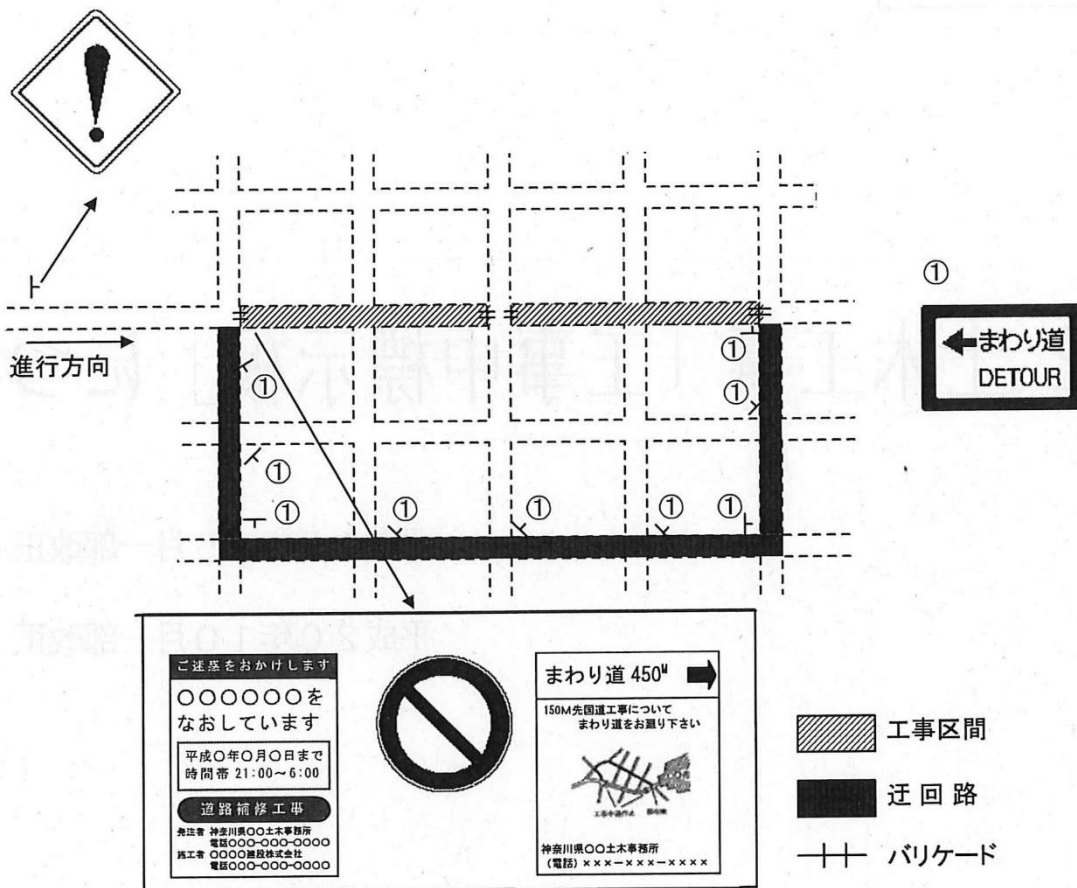
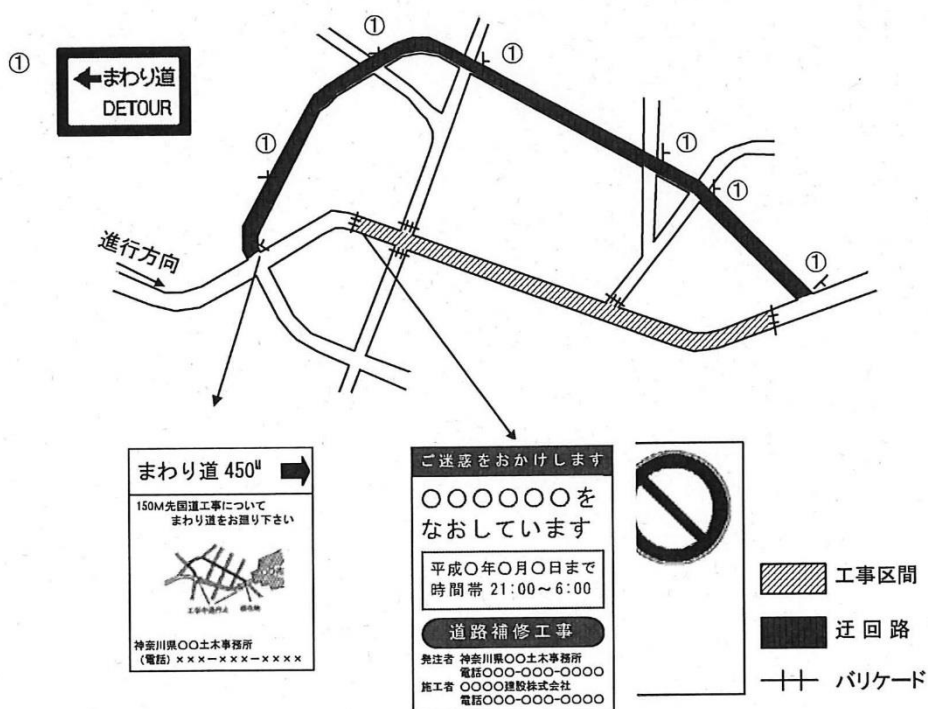


図 17-3

工事中迂回路の標示例（部の場合）（進行方向に対する標識の設置例を示す）



○ 挨拶文の例

ご迷惑をおかけします
〇〇〇〇〇〇〇〇を なおしています
平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00～6:00
道路補修工事
発注者 神奈川県〇〇土木事務所 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(例文1)

「ご迷惑をおかけします」

ご協力をお願いします
〇〇〇〇〇〇〇〇を なおしています
平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00～6:00
道路補修工事
発注者 神奈川県〇〇土木事務所 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(例文2)

「ご協力をお願いします」

ご理解をお願いします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

平成〇年〇月〇日まで
時間帯 21:00～6:00

道路補修工事

発注者 神奈川県〇〇土木事務所
電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(例文3)

「ご理解をお願いします」

※ 請負者が選択し監督員の確認を得ること。

2－8．地下埋設物表示に関する取扱要領

昭和 47 年 1 月 6 日 道補第 679 号

この取扱要領は昭和 46 年 2 月及び 3 月に一部改正された道路法施行令（昭和 46 年政令第 20 号）及び同法施行規則（昭和 46 年建築省令第 6 号）に伴う地下埋設物表示の効果的な運用と関係事業者間の円滑なる相互連絡を図り、もって道路管理の適正化と地下埋設物の安全管理を行うことを目的とする。

第 1 （表示を要する道路）

地下埋設物の表示をしなければならない道路は、神奈川県内の道路（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく神奈川県が管理する道路とする。

但し、将来管理する予定の道路についても表示するよう措置を講ずるものとする。

第 2 （表示を要する地下埋設物）

次に掲げる地下埋設物については表示しなければならない。

- ア 認定電気通信事業者が管理する通信線
- イ 東京電力株式会社が管理する電力線
- ウ 水道管
- エ 下水道管
- オ ガス事業法により許可を受けたものが管理するガス管
- カ その他、道路管理者が指定する地下埋設物

2 前項各号のうち次に掲げるものは表示を要しない。

- ア 各戸引込管
- イ 管路に収容されない電線
- ウ 外径 0.08 メートル未満の管及び管路
- エ 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフ

第 3 （表示の色別）

地下埋設物の色別は「地下に埋設する電線等の表示に用いるビニールテープ等の地色について」（昭和 46 年 5 月 6 日付け建設省道政発第 59 号及び同第 69 号建設省道路局路政課長通達）に基づき次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------|
| ア 通信線 | 赤色 |
| イ 電力線 | オレンジ色 |
| ウ 水管 | 青色 |
| エ 工業用水管 | 白色 |
| オ 下水道管 | 茶色 |
| カ ガス管 | 緑色 |

キ その他道路管理者が指定する地下埋設物については、その都度定める。

第 4 （表示方法等）

表示に使用する材料等及び表示方法は、次のとおりとする。

（1） テープ若しくはシート又は明示板により行うものとし、その規格はおおむね次のとおりとする。

- ア テープ 幅 3 センチメートル以上

イ シート 幅15センチメートル以上

ウ 明示板 縦15センチメートル以上×横7センチメートル以上

- (2) テープ及びシート並びに金属製又は陶製以外の明示板の材質は低密度のポリエチレン又は塩化ビニール等の重合樹脂材等で耐薬品性にすぐれバクテリアによる腐食することなく弾力性に富むものとし、記事の顔料及び表示文字等が長期にわたり退色しないよう良質のものを使用するものとする。
- (3) 明示材料の接着剤は、明示材料が設置後においても長期間にわたり、すれ、めくれ及び脱落しない良質のものを使用するものとする。
- (4) 表示の方法は、おおむね2メートル以下の間隔で行なうものとする。
- (5) 当該占用仏又はこれに付属して設けられた物件に、ビニールその他の耐久性を有するテープを巻きつける等の方法により行なうものとする。
- (6) さや管等の設置を推進工法により行う場合にあっては、当該サヤ管等に明示内容を直接刻印又は明示板を設置した後に行うものとする。

第5 (表示の時期)

地下埋設物表示の時期は次のとおりとする。

- (1) 地下埋設物を新設する場合は、埋戻し前に表示するものとする。
- (2) 既設の地下埋設物が露出した場合は、埋戻し前に表示するものとする。

第6 (各事業者管の連絡方法)

地下埋設物の事業管理者は、試験掘削維持補修あるいは他事業者管理者の埋設工により地下埋設物が露出したときは、関係事業管理者間で十分なる相互連絡をとり責任を持って表示するよう万全の措置を講ずると共に本取扱要領を遵守すること。

- 2 各事業管理者は掘削占用工事に先立ち試験掘を行ない地下埋設物状況を把握するものとする。

第9 (付則)

この取扱要領は、昭和47年1月6日から適用する。